

(案)

議員定数の在り方に関する調査特別委員会

報告書

令和4年12月 日

1 委員名簿	1
2 委員会の開催経過	2
3 報告	3
(1) 調査研究事項	3
ア 本市議会の定数改正の経緯	
イ 法令の動向	
ウ 他都市の状況	
エ 議会活動、議員活動の現状	
オ 専門家の知見	
カ 市民の意見	
キ 本市の将来と目指すべき議会の姿	
(2) 論点	16
ア 二元代表制を踏まえた議会の役割について	
イ 議員間討議ができる常任委員会の規模について	
ウ 宝塚市の将来を見据えた議会と議員定数の在り方について	
(3) まとめ	20
【参考】論点に対する各委員の意見 (論点ごとのまとめ)	21
4 資料編	29



1 委員名簿

	氏名	所属会派
委員長	北山 照昭	令和安全の会
副委員長	寺本 早苗	市民ネット宝塚
委員	池田 光隆	日本維新の会宝塚市議団
委員	大川 裕之	たからづか真政会
委員	梶川 みさお	ともに生きる市民の会
委員	田中 こう	日本共産党宝塚市会議員団
委員	田中 大志朗	無所属の会
委員	藤岡 和枝	公明党議員団

名 称 議員定数の在り方に関する調査特別委員会

任務事項 議員定数の在り方に関すること

設 置 令和4年（2022年）5月20日（金）本会議で議決

2 委員会の開催経過

	令和4年(2022年) 5月20日(金)	本会議での議決により設置
第1回	5月20日(金)	1 正副委員長の互選について 2 その他
第2回	6月2日(木)	1 委員会の進め方について 2 その他
第3回	6月24日(金)	1 議員研修会について 2 委員会の進め方と主要な論点について 3 その他
第4回	7月19日(火)	1 調査研究事項(案)及び論点(案)について 2 参考人招致について 3 その他
第5回	8月25日(木)	1 調査研究事項及び論点について 2 参考人招致について 3 今後のスケジュールについて 4 その他
第6回	9月13日(火)	1 参考人招致について 2 今後のスケジュールについて 3 その他
第7回	9月28日(水)	1 参考人招致について 2 その他
第8回	10月7日(金)	1 参考人招致について 2 調査研究事項及び論点について 3 今後のスケジュールについて 4 その他
第9回	10月12日(水)	1 議会の役割と議員定数について(参考人の意見陳述) 2 その他
第10回	10月31日(月)	1 調査研究事項及び論点について 2 その他
第11回	11月15日(火)	1 調査研究事項及び論点について 2 その他
第12回	12月1日(木)	1 委員会報告書について 2 その他

3 報告

(1) 調査研究事項

ア 本市議会の定数改正の経緯

宝塚市は昭和29年（1954年）4月1日、宝塚町と良元村が合併し、市制施行された。当時の人口は4万人余。合併時の議員定数は、合併特例により55人であった（実数は54名）。

昭和30年（1955年）には、さらに長尾村と西谷村を合併し、その後、旧長尾村の一部が伊丹市に編入されて、現在の市域がほぼ確定した。人口は5万5千人余となつた。同年4月に挙行された市議会議員選挙では3選挙区が設けられ、議員定数は36人となつた。

1回目の議員定数見直しが行われたのは、昭和34年（1959年）である。定数は、それまでの36人から30人に減じられた。

この定数減を議決した定例会における賛成討論では、宝塚市が地域対立をやめて健全な発展を遂げるために有効である、経費節減の意味からもプラスであるとの見解が表明され、議案は賛成多数で可決された。

2回目の議員定数見直しは平成19年（2007年）4月であり、30人だった定数は26人に減じられた。

この議案を議決した平成18年（2006年）3月定例会は、現職市長が汚職の疑いで逮捕された直後であり、提出が予定されていた当初予算が急きよ骨格予算に組み替えられたほか、市長からの辞職願や市長不信任決議案が相次いで提出されるなど、市政が大きく揺れ動いていたときである。ちょうど、議会内部で議員定数を考える検討委員会が協議を始めたばかりであったが、見解の一一致を見るには至っていなかった。しかし、市長不信任決議に対抗した議会解散の可能性が出てきたことから、急きよ、一部の議員から議員定数削減の条例提案がなされたものである。

提案側は、市役所での人員削減や行財政改革が進み市民への負担も求めているなか、議会が率先して定数削減の必要性を訴え、議案は賛成多数で可決された。

このときに決定した議員定数26人が、現在まで続いている。

イ 法令の動向

昭和22年（1947年）の地方自治法施行当時、市議会議員の定数は法定であり、人口5万以上15万未満の市は36人と定められていた。なお、この定数は条例により減ずることができるとされていた。

宝塚市議会が昭和30年（1955年）に定めた議員定数36人は、この法定定数のとおりである。

この法定定数制度が廃止されたのは平成11年（1999年）、地方分権の推進を図る

ための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）によるものである。

このとき、法定定数制度は廃止され、議員定数は法定上限の範囲内で条例により定めることとなった。本市の人口規模（20万人以上30万人未満）の場合、上限が38人とされた。

本市では、昭和34年（1959年）から既に、定数が30人に減じられていたが、平成19年（2007年）には再度の見直しがあり、定数は26人に減じられた。

さらなる地方自治法の改正が平成23年（2011年）に行われ、法定上限数も撤廃されて、議員定数は各地方公共団体の判断に基づき、自由に条例で定めることができるようになった。

ウ 他都市の状況

全国市議会議長会の「市議会議員定数に関する調査」（令和2年12月31日現在）によると、本市と同等の人口規模（20万人以上30万人未満）の市区は全国に48あり、その議員定数は平均30.7人となっている。

本市の議員定数26人は、同じ人口規模の市区の中では大阪府寝屋川市の24人に次いで少なく、神奈川県平塚市と同数となっており、2番目に少ない定数となっている。

近隣の阪神間における状況（令和4年4月1日現在）を見ると、阪神間10市の中では議員1人当たりの人口には、かなり大きな開きがある。

政令指定都市である神戸市は、議員1人当たりの人口が21,870人。中核市である尼崎市は10,853人、同じく西宮市は11,761人となっている。

それ以外の一般市である6市では、議員1人当たりの人口が多いところで7,036人（伊丹市）、少ないところでは2,225人（丹波篠山市）であり、各市の特性などにもよりかなりばらつきが見られる。

これらに対して、本市の議員1人当たり人口は8,634人となっている。

エ 議会活動、議員活動の現状

平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）までの5か年における議会活動の状況は、以下のとおりである。

①本会議

全議員が出席すべき市議会本会議は、年4回の定例会のほか、必要に応じて臨時会が開催される。本市は定例会の会期が他市より比較的長くなっている、会期日数の年間合計は140日～180日である。また、会期中に本会議が開会した日数は、年間22～28日である。

定例会の会期中には、本会議のほか、各常任委員会における議案審査が行われ、また、議会運営委員会、会派代表者会などの会議も、会期中に開催されることが多い。

さらには、一般質問通告及び質問内容に関する行政当局とのヒアリング、各種会議

準備のための打合せなども行われる。

②常任委員会

常任委員会は、本会議の下審査機関として、付託された議案や請願の審査を行うほか、送付を受けた陳情の審査、当該委員会に属する所管事務についての調査などをを行う。

本市では、平成19年（2007年）4月に議員定数を26人に減じて以降、常任委員会数を、それまでの4委員会から3委員会に集約した。それに伴い、1委員会が所管する事務の範囲が拡大するとともに、担当する議案の数も増加傾向にある。

また、平成23年（2011年）4月の市議会基本条例施行後から、議案審査方法の改善に取り組んだことで、常任委員会の活動日数が増加している。

従前は1回の常任委員会で議案説明を受けて、同日に議案審査を行っていた。しかし、現在は、常任委員会①で議案内容について説明を受けてから議員間で論点整理を行い、後日に開催する常任委員会②で議案審査、さらに、委員会報告書を決定するために常任委員会③を開催するようになっている。

平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）までの5か年における各常任委員会の開催日数はおおむね15回程度であるが、多いときでは年間22回開催された常任委員会もある。

③特別委員会

特別委員会は常設の機関ではなく、議会が特に必要と認めたときに設置される。

本市では、予算、決算の審査にあたり、それぞれ特別委員会を設置しているほか、時々の市政課題に応じて特別委員会を設置することがある。

平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）までの5か年において、予算特別委員会、決算特別委員会以外で設置された特別委員会には、行財政改革調査特別委員会、総合計画調査特別委員会、行財政経営に関する調査特別委員会の3委員会がある。

④議会運営委員会、会派代表者会、その他の会議

議会の運営に関する事項を協議する議会運営委員会、会派間の意見調整等を行う会派代表者会などの会議も常設機関として設置されている。

また、それ以外にも、協議又は調整を行う場として、次の会議を設置、活動している。

議員総会、議会改革検討委員会、広報広聴委員会、常任委員長会議、
正副委員長会議、議員研修会、常任委員協議会

平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）までの各年において、②から④までの会議を開催した日数は、年間143日～195日となっている。

次に、議員活動の状況であるが、法令上、議員活動の範囲について明確な定義はなされていない。

本会議や委員会への出席は明らかに公務性のある議員活動であり、そのための準備や調査なども議員活動に含めることに異論はないだろう。

地域において市民からの要望・相談を受けること、公的行事や各種団体が主催する行事に出席すること、議員が自らの活動について広報を行うことなどは、公的側面も強いが、私的な領域が入り込む余地がないとは言えない。どこまでを議員活動と考えるかについては、各人の捉え方の違いもあると考えられる。

では、議員活動をどのようにとらえればよいのか。ここでは、宝塚市議会基本条例に謳う「議員の活動原則」をあげておくこととする。

【宝塚市議会基本条例】

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上をめざして活動すること。
- (3) 市民の代表として、誠実かつ公正な職務執行に努めるとともに、長期的展望をもって的確な判断が行えるよう、日常の調査と自己の能力を高める不断の研さんと努力すること。

オ 専門家の知見

特別委員会の議論を深めるとともに、議員自らが議会の役割と議員定数について認識を新たにするため、令和4年（2022年）8月24日、議場において「議会の役割と議員定数を考える」と題した議員研修会を開催した。

講師にお招きした（株）地方議会総合研究所代表取締役の廣瀬和彦氏は、長年、全国市議会議長会法制参事の職にあったことから、日本全国の市議会の状況について熟知されている。

この研修会では、長年の経験で培われた知見を基にして、本市の状況について詳しく分析をいただいた。その概要は次のとおりである。

①議員定数を検討するための視点

地方自治法第91条では市町村議会の議員定数は条例で定めるとされており、議員定数をどうするかは議会の判断となる。決定の際には、理論的説明ができるのか、エビデンスがあるのかが問われる。

地域代表の性格が強くなりすぎると、議員が利益代表になってしまい、全体の奉仕者ではなくくなってしまう。

一部に議会不要論もあるが、首長が暴走したとき止められるのは議会だけである。全国的に投票率の低下が見られるが、それで本当に住民の代表と言えるのかという問題がある。

②全国的な議員定数と報酬の推移

法定定数制度の廃止以降、全国的に議員定数と議員報酬は減り続けている。

近年、地方では立候補者が定数を満たさない状況も生じており、候補者確保のため議員報酬を上げようという議論も出ている。

③市議選の投票率

平成31年（2019年）の宝塚市議会議員選挙の投票率は38.42%であるが、投票率の低さは、市民の代表を選ぶ市議会議員選挙に、多くの有権者が意思を示さなかつたことを意味する。

④議員の年齢構成、兼業の状況、女性議員の割合

令和3年（2021年）7月1日時点のデータでは、全国の市議会議員の平均年齢は59.8歳であり、60歳以上が5割を超えており。

若い世代では、30歳未満が0.4%、30～40歳未満が4.7%となっており、若い世代の議員は全国的に少ない。

市議会議員の兼業状況では、議員専業がほぼ半数の47.2%を占めている。

女性議員の割合は、全ての年代を合わせても2割に満たず、議会によっては1人もいないところがある。

⑤議員の成り手不足問題

全国的には、議員の成り手不足が大きな問題となっている。その解消策として、議員定数の削減、議員報酬を上げて立候補者数を増やすことなどに取り組んでいる事例がある。

議員の成り手不足解消のため、若い世代が議員活動で生計を立てられるよう議員報酬の加算を行う事例もあるが、報酬目当てという批判の声もあり、あまり成果は上がっていないのが現状である。

⑥諸外国における議員定数の状況

日本では、地方自治法の規定が何度も変わり、法定定数制度の廃止以降は、各地の議会で議員定数の改正が行われている。

諸外国ではこのように何度も変更しているところは少なく、基本的には人口段階別で議員定数を規定している。例えば、フランスの基礎自治体であるコムーネの議会においては、宝塚市と同程度の20万人規模の都市では61議席が必要とされている。

⑦議会の機能を十分に發揮するために必要な議員定数

議会には、市が提出する議案などを審査する議事機関の役割、自らが条例などを提

案し制定する立法機関の役割、市の行政が適切に行われているかをチェックする監視機関の役割がある。

議事機関としての側面からは、十分な討議を行うのに適當な人数を基にして、議員定数を考えることとなる。ここでは、議案審査の中心となる常任委員会が効果的に機能するにふさわしい人数を基に、定数を検討することとなる。

立法機関としての側面からは、法律などの専門的知識を持つ者が議員となることが期待され、少數精銳の議員による議会が想定される。

監視機関としての側面からは、できるだけ多くの目でチェックすることが望まれるため、議員の数は多いほどよいということになる。

これら3つの側面のいずれを重視するかは判断次第であるが、それぞれメリット、デメリットがある。

議員が少數になると、多様な市民の声を把握することが難しくなる。また、少數になれば、すなわち精銳になるわけではない。どうやって、精銳者を選ぶのかという問題がある。

議員の数が多いほど、多くの市民の声は拾うことが可能となるが、人数が多いと意思決定に時間がかかるという欠点がある。

これらのことから、議事機関としての権能を基礎として議員定数を考えることを提案する。

⑧常任委員会の適正人数

議事機関としての権能を十分に発揮するためには、議案審査にあたって議員間で十分な討議を行い、意思決定を行う必要がある。この議案審査の中心となるのが常任委員会である。常任委員会の構成人数が多すぎてはなかなか意見がまとまらず、少なすぎては民意を的確に反映させることができない。

では、何人ぐらいが適當かを検討する際、組織マネジメントやチームのパフォーマンスに関する研究が参考となる。

いくつかの研究によると、5～7人、または、4～6人規模が議論を行うのに最も適正であるとの結果が出ており、市議会の場合は、そこに多種多様な住民意見を反映するという側面から、人口に比例して委員数を加算することが望ましいと考える。

⑨適正な常任委員会の数

宝塚市と同じ人口20万人～30万人規模の都市では、4つの常任委員会を設置している例が多い。

また、人口規模を勘案した場合の適正な委員数は、8、5人と考える。

宝塚市では、現在、3つの常任委員会が設置され、その定数は8～9人となっていることから、委員数については適正と考える。

しかし、行政組織の規模が大きく、各常任委員会の所掌する事務が複数の部にまたがっており、負担が重くなっている。本来であれば、4～5の常任委員会を設置し、専門性を高めた委員会運営を行うことが理想であろう。

⑩議員定数の算定方法

議員定数の算定方法としては、常任委員会数を基にする方式、人口に比例して算出する方式、小・中学校や自治会などの地区単位で代表者を選出することを想定する方式、議会費を一定額に固定して議員定数と議員報酬を算出する方式、類似都市との比較から導き出す方式、面積及び人口に比例して算出する方式などが考えられる。

これらの中では、まず、議事機関としての要である常任委員会の数を基本として考えるのが適当と考える。さらには、地域代表としての側面にも着目しながら、議会と議員に求められる役割を十分に果たせる定数とする必要がある。

⑪議員定数改正の目的と改正のタイミング

市の財政が厳しいことを理由に議員定数削減を求める声はよく聞くが、市財政に占める議会費の割合は大きくなく、議員を減らしても財政への影響はほとんどない。

選挙で選ばれた議員は正統な住民の代表であり、他では代替できないことを意識する必要がある。

議会改革を目的として定数改正を行うこともあるが、それが議会の充実強化につながるのかを考える必要がある。

議員定数は民主主義の根幹に関わる問題である。選挙を意識しての議論とならないよう、タイミングにも注意が必要である。目先のことだけにとらわれず、将来を見据えた議論をすべきである。

力 市民の意見

令和4年（2022年）10月12日、市議会議場にて開催した特別委員会に、各会派からの推薦による参考人7名を招致し、市民意見の聴取を行った。

参考人制度は、委員会における調査又は審査の必要により、第三者から意見を聴くための手続きのひとつとして、地方自治法に定められているものである。

【地方自治法】

（公聴会及び参考人）

第115条の2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聞くことができる。

2 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができる。

今回招致した参考人の氏名、推薦会派及び意見の概要は、次のとおりである。

参考人の氏名	推薦会派
越智 義行 氏	日本共産党宝塚市会議員団
野坂 奏太 氏	たからづか真政会
古田 時子 氏	公明党議員団
田中 美由紀 氏	日本維新の会宝塚市議団
越智 清光 氏	ともに生きる市民の会
永橋 爰介 氏	市民ネット宝塚
山本 敏晴 氏	令和安全の会

<意見の概要>

①越智義行 参考人

- ・議会の役割は、多種多様な住民の意見、要望を把握し、議会の審議を通じて、市政に反映させていくことである。
- ・実質的な審議を行う常任委員会の機能を十分に發揮するためには、十分な討議体制の確保が必要。
- ・本市では、前回の定数変更以降、従来の4委員会制から3委員会制となっており、それぞれの委員会は、かなり広い範囲の部局を担当している。
- ・各委員会の人数は現在それぞれ7人から9人であり、ぎりぎりの人数だと思う。
- ・住民の数が多くなるほど、それに比例して住民意見の種類も多くなると考えられるため、これを議会に反映させる義務を負う議員の数も多くする必要がある。
- ・本市同様の20万人から30万人の人口規模の市では、議員定数の平均は31人であり、本市の議員定数26人は大変少ない。
- ・議員定数の変更にあっては、その必要性、その根拠となる理論的な説明が必要。前回の変更の際は、その説明が十分に尽くされていたように見えない。
- ・結論としては、現行の議員定数26人を維持することが適切であると思う。

②野坂奏太 参考人

- ・阪神間10市の人口、議員定数と投票率の関係を見ると、議員定数の多さは投票率向上につながっている。投票率を下げるることは民主主義に反するので、定数削減には賛同できない。
- ・市議会議員は、きめ細かな市民の声を市政に生かすために存在するものと考える。細かな市民の声を拾っていくには議員の数が必要である。
- ・仮に議員の定数を削減したところで、財政状況は良くならない。それよりも、市民一人一人と向き合い、地道に真剣に声を聞いて拾い集め、その声を集結させて、宝塚をさらに良いまちにするアイデアや知恵を出し合っていただきたい。
- ・すばらしい市政の取り組みだと思ったのは、待機児童の減少。しかし、1~3歳児の受け入れ体制はいまだに弱いと感じる。4人以上の世帯、いわゆるファミリ

一世帯をさらに増やしていくためには、1～3歳児の受け入れ体制を強化していく必要がある。保育士の人事配置を市独自基準から国基準に戻し、余った保育士を1～3歳児の対応に回すことを提案したい。

- ・市のホームページで見た中期目標には、具体的な数字がないものがある。早急に具体化、数値化することが、市民のため、市議会のためになると思う。
- ・デジタル田園都市国家構想では、地方からデジタル化を進め新たな改革を起こす方針が掲げられている。G I G Aスクール構想により学校のデジタル環境の整備が進む中、デジタルアート制作を教育カリキュラムに組み込むことを提案したい。
- ・若い議員をもっと増やした方が、若者の投票率は上がると思う。

③古田時子 参考人

- ・議会基本条例施行後、各議員の賛否態度の公表、市長への反問権の付与、議会報告会の開催、インターネット中継などの議会改革に取り組み、その活動をホームページや議会報で詳しく発信されていることを評価する。
- ・議員提出議案は6月の3件しか上がっていない。市民から負託を受けた市民代表の議員として、議員提出議案をもっと出せるよう力を発揮してほしい。
- ・市長の議会答弁を聞いても、余り心に響かず実感がないとの声が多い。市民、事業者との協働・共創の姿勢が見られないのは残念だ。
- ・未来に希望を持てる政策を進めてほしい。例えば、宝塚ブランドの強化。宝塚歌劇のみではなく、千年の歴史がある植木産業の強化や、西谷地域を福祉リゾート地域として特区指定し充実させる。他市と比べて遅れている道路整備、河川整備の充実。廃園が決定している西山、小浜、長尾南幼稚園の跡地利用や、小学校を35人定員にするための教員配置などを、県や国とのパイプを拡大し進めてほしい。福祉のみに特化するのではなく、子育て支援の強化、IT等を利用して若者も参加しやすいまちづくりを希望する。
- ・議員報酬については、令和3年より5%減額し、期末手当も令和3年12月期の実施は見送り、議員自らが身を切る行動をされている。
- ・平成30年度分からホームページに公開されている政務活動費支出状況一覧を見ると、各議員の支出がまちまちである。特に広報費については、見合った活動ができているのか判断できない。
- ・年に数回の議員報告会だけでなく、市民の質問や相談に乗り、身近に触れ合う場所、話し合える機会を、公民館等で定期的に開催してほしい。
- ・どんな議員がどんなことに一生懸命取り組んでいるのか、本当に市民の声が届いているのか、知らない人が余りにも多い。議員の顔が見える場をつくってほしい。

④田中美由紀 参考人

- ・市議会の定数については、一定、検討の余地はあるかもしれないと思う。
- ・議会が市民の意思を代表する機能を果たしていく上で、多様な市民の意思が反映できる議員の数が必要。少数意見や異なった意見もきちんと反映できること、女性や若者の市議会への参加なども可能とするだけの議員定数が必要。

- ・なれ合いではなく、住民の立場に立ってしっかりと審議をしていただき、チェックのできる市議会であるには、それにふさわしい議員の数が必要。しかし、議員定数が多すぎる場合の欠点としては、審議時間がより多くかかる。また、議員報酬が増え、市民から集めた税金が有効に生かされなくなるのではないか。
- ・もともと定数が26名のところ現在の実数は24名と聞いた。それで議会運営に支障がないのであれば、削減できる見込みがあるのでないか。
- ・市議会に期待することは、安心して過ごせる社会の実現。高齢者や子供が安心して生活を送ることができる社会づくり。また、市民の意見や要望を簡単に読み取る方法も生み出してもらいたい。
- ・市議会には、市民の意見をしっかりと市政に反映させることと、市政に対する監視、チェックを期待する。市民にわかりやすい開かれた議会づくりを。
- ・市民の意見や声をしっかりと聞き、十分に検討し、市民生活の質が向上する政策を迅速に実行していただきたい。
- ・選挙のとき以外あまり議員の顔が見えない。普段から住民との対話や集会などでコミュニケーションをとり、住民の意見、要望を吸い上げる仕組みを。
- ・市政運営のチェックという点では、市政の運営が適切に前に進んでいるのか議会が常に監視してもらいたい。専門性、透明性、迅速な決断力を持って対処してもらうことが理想。大所高所から市の行財政をチェックしてもらいたい。
- ・子育て世代からの意見としては、市内にリゾート施設等があればいいなと思う。
- ・議会は住民の生活に身近な存在であるので、市民目線で活動してほしい。
- ・市内を細かくエリア分けし、家の近所で気軽に議員に意見を聞いてもらえる場があれば、住民も参加しやすくなるのではないか。

⑤越智清光 参考人

- ・議員定数を考える根拠として、コミュニティー、小学校区、自治会などをベースにする考えもあるが、本市の場合、自治会長、PTA経験者である議員は十人程度であり、コミュニティーを基盤とするのはあまり適切な基準ではないと考える。
- ・人口規模で見ると、23万程度の都市であれば議員定数が28人ぐらい。本市の場合は全国3位の厳しい定数。もっとゆとりがあつてもいいのではないか。
- ・人口を議員定数で割った場合、阪神間で1万人を超えるのは、政令指定都市と中核市。一般市である伊丹市、川西市、三田市と比較すると決して多くはない。
- ・議員を1人削減したところで1千万円。宝塚市の予算を何千万、何億円と削減したり増やしたりする力を持っているのだから、1人当たりの議員にかかる費用だけを見るべきではない。
- ・市議会と市民に緊張関係があるか、つながりができているかが問題だと思うが、気になるのが投票率の低さ。伊丹市、川西市に比べ10ポイント程度低い。
- ・2011年につくられた議会基本条例に掲げる三つの原則は、市民参加、情報公開、機能強化。これらをさらに強化していただきたい。
- ・近所で、大阪の箕面に転居した若い世代がいたが、それに対し周りの人が「勝ち組ですね」と言ったことがショックだった。若い世代は、宝塚ブランドより生活

の利便性を求めていいる。そのような思いを酌み取れていいるのか。

- ・ 少数派、社会的弱者と呼ばれる人たち、子供、女性、障がいを持っている人たちと市議会が本当につながっているのか。市民やN P O、さまざまな団体と議会がつながり、政策決定をしていくという流れを作るべきだと思う。
- ・ 定数を削減すれば、少数意見を反映しにくい状況が生まれる。現時点では、定数を減らす必要はない。
- ・ 行政組織には、市民のニーズを受け止める柔らかさが必要だと思うし、議員にもそのような新鮮な感覚を持っておいてほしい。
- ・ 国政レベルの意見の違いがそのまま市議会の議論に反映されるケースも多いような気がするが、もう少し、市民との接触を大事にしてほしい。

⑥永橋爲介 参考人

- ・ 議員定数を考える上では、人口比とともに、常任委員会の在り方が基底にある。
- ・ 平成19年の改選時から4委員会が3委員会になり、一つの委員会で扱う案件は非常に増えている。一方、基本条例に基づき、委員会を3回に分けてしっかり議論をしようとしている。
- ・ 議員定数を1人減らしても1千万円。一般会計の0.1%であり、行財政改革、財政難を理由にした定数削減は合理的ではない。
- ・ 行政に対してしっかり政策提言していく、あるいは監査していく上で、今の26人の定数を減らす理由は見当たらない。
- ・ 中核市への移行をどうするのかという観点が、議員定数を考える上で重要だと思う。中核市に移行すれば行政事項が増え、議案数も増える。常任委員会の数も増やすことになるだろうし、市民との対話の機会も増やすとなれば、さらに、議員の働きは過密なものになる。議員定数を増やす必要こそあれ、減らす根拠は見当たらない。
- ・ 議会からの情報が市民に届いているのかという点では、議会からは発信の努力をされているが、市民の側が受け止められていないこともある。
- ・ 今日のように市民の意見を聞く機会を設けていただきたり、アウトリーチの働きかけをしていただいたりすると、コミットする市民は増えると思う。
- ・ 個々の議員のパフォーマンスはそれぞれでされたらよいと思うが、議会として、市民との対話をどう熟成させていくかが極めて重要だ。
- ・ 議会基本条例を、絵に描いた餅ではなく、しっかり実践していくことが大事だ。

⑦山本敏晴 参考人

- ・ 本市の議員定数は、全国の同規模市と比較して非常に少ない。しかし、議員1人当たり人口を見ると、神戸市は2万2千人に1人、西宮市は1万2千人に1人、尼崎市は1万1千人に1人。これに対して宝塚市は9千人に1人であり、削減の余地はある。この3市は、住みたい町ランキングの上位に必ず名を連ねており、つまり、行財政改革やまちづくりが着実に進んでいる。議員定数が少なくても、やり方によっては円滑な市政運営ができると言える。

- ・市議会は3委員会で効率的な運用がなされていると考える。また、議会報や市議会ホームページ、インターネット中継など、市政に関心のある市民であれば、簡単にアクセスでき、議会が大変身近なものになってきている。
- ・気になるのは議員提出議案が減ってきていていること。この点は再考してほしい。
- ・市議会に期待することは、目先のことに固執せず、次世代が暮らしやすい、子育てしやすいまちを目指してほしい。議員の皆さんにお住まいの地域が抱えている強み、弱み、問題点をしっかりと受けとめ、政策提案をしていただきたい。
- ・常套句のようにいつも財政難と言われるが、税収は比較的多い。新ごみ焼却場建設、建て替えが必要な市民病院、老朽化が顕著な道路、学校、年々大きくなる小学校の規模格差など、市民生活に関わる諸課題が山積している。将来世代にツケを残さないよう、真摯な対応を願う。
- ・令和3年度の質問件数を見ると、以前よりかなり減っている。現場を見ず一般論で質問するケース、毎回同じような質問を繰り返しているケース、ネットで調べれば分かる事案をあえて質問しているケースなどは、一工夫を願いたい。
- ・市議選の投票率の低さは議員、議会に対する市民の厳しい評価と言える。身近な問題に真摯に向きあい、イデオロギーを超えて、市民のための市政を進めてほしい。
- ・市議会には、二元代表制の趣旨を踏まえ、市民の意思を市政に的確に反映する努力が求められる。市長と競い合い、努力しながら、市の最良の意思決定を推進していく使命がある。

キ 本市の将来と目指すべき議会の姿

わが国では、人口減少と少子高齢化の進展が著しく、2025年には、戦後のベビーブームで誕生したいわゆる「団塊の世代」が75歳を迎え、超高齢化社会を迎えると言われている。2030年には、人口の3分の1が高齢者となり、社会保障の問題や労働力不足が深刻化すると予想される。

さらに、2040年になると、第2次ベビーブームで誕生した「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、少子化による急激な人口減少と高齢者人口の増加がピークに達する見込みである。このころ社会が直面する危機を総称して「2040年問題」と言われている。

次に、本市の人口推移を見ると、2020年の226,432人をピークに現在は減少傾向となっており、2040年には人口が20万人を下回ると予測される。

2045年には、生産年齢人口と老人人口がほぼ同数となり、その後は逆転するとみられる。人口ピラミッドは逆三角形となり、数少ない支え手が多くの高齢者を支えなければならぬ社会が現実のものとなる見込みである。

国立社会保障・人口問題研究所のデータに基づき推計したところ、本市は阪神間各市の中で、生産年齢人口の減少率、年少人口の減少率、老人人口の増加率が突出しているという結果が示されている。将来的な税収の減少、社会保障費の増大などが懸念されるところである。

このような時代の到来を目前にして、議会はどうあるべきかが問われていると言える。本市における目指すべき議会の姿については、議会基本条例の前文において、市長とともに市民の代表として、二元代表制の趣旨を踏まえて活動することが謳われているので、ここで確認をしておく。

【宝塚市議会基本条例】

前文

市民により選ばれた議員で構成される議会は、同じく市民により選ばれた市長とともに、市民の代表として市民の負託に応える重要な役割と責任を担っている。議会は合議制の機関として、また市長は独任制の機関として、ともに二元代表制の趣旨をふまえ、それぞれの特性を生かし、市民の意思を市政に的確に反映させる努力が求められている。

議会は、市長等執行機関の事務執行の評価・監視機能、立法機能、政策立案及び政策提言機能等を十分に発揮することにより、地方自治の本旨の実現をめざすものであり、市長と競い合い、また協力しながら市の最良の意思決定を推進していく使命が課せられている。

そして、いわゆる地方分権一括法の施行に伴い、地方公共団体は自らの責任においてその組織及び運営に関する様々な決定を行うこととなり、国と地方公共団体の関係も対等・協力の関係へと変化した。また機関委任事務の廃止に伴い、地方公共団体は自治事務の全てを決定することとなり、議会の議決権、調査権及び検査権も拡大され、議会の担うべき役割や責任も大きくなつた。

議会は、今まで、活発な議論と個々を尊重しあう民主的な政治姿勢で議会改革に積極的に取り組み、市民に開かれた議会運営に努めてきた。今後は、市民との活発な意見交換等多様な市民参加並びに議員間の自由討議を推進し、一層の議会改革に取り組むとともに、公正性・透明性及び独自性を確保し、さらなる市民に開かれた議会運営を行うことにより、市民の負託にこたえることを誓い、この条例を制定する。

(2) 論点

(各委員が提出した意見については、【参考】として後述)

ア 二元代表制を踏まえた議会の役割について

わが国の地方自治制度では、議事機関である議会と執行機関である首長とが、いずれも住民による直接選挙により選ばれ、その両者に対して住民の意思がダイレクトに反映される仕組みとなっている。これが二元代表制と呼ばれる制度である。

国においては、選挙によって選ばれた議員で組織された国会が内閣総理大臣を指名し、内閣総理大臣が行政の長として内閣を組織する仕組みであり、これを議院内閣制と呼ぶ。この場合、内閣総理大臣は国会に対して責任を負うこととなる。

これに対して、地方自治体では、首長と議員がいずれも住民から選挙で選ばれ、両者は対等に、住民に対して直接の責任を負う。

二元代表制の特徴は、長と議会がともに住民を代表しているところにある。

そのため、両者が相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら、議会は首長と対等な機関として、地方自治体の基本的な運営方針を決定（議決）し、その執行を監視するとともに、政策提案、政策形成を進めていることが期待されている。

日本国憲法には、「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」との規定が置かれており、議会は憲法上、必置の機関となっている。しかし、実際の地方自治制度では、議会よりも首長により広範で強い権限が与えられており、議会の権限は限定的だと言える。

しかし、議会は条例や予算などの議決権、条例提案権、監視権、選挙権、自律権、意見表明権、検査権などを有しており、これらの権限を最大限に生かし、住民の声を市政に反映することが求められているのである。

とりわけ、地方分権改革の進展により国から地方への権限移譲が図られ、地方の自主性と自律性が尊重されるようになって以降、地方が独自に判断すべき行政課題が増大し、住民の多様なニーズを行政運営に反映させる議会の責務も飛躍的に重くなってきた。

そのため、議会が単に議案に対して賛否を表明するだけの議決機関ではなく、議員間での自由で建設的な意見交換を通じて政策形成に関与する議事機関としての機能を高めていくことが、今日的課題となってきた。

そのような問題認識のもと、全国各地で議会改革を目指す動きが起り始めた。本市においても平成23年（2011年）に議会基本条例を制定し、議会機能の強化に努めてきたところである。

二元代表制のもとにある議会の役割は、議員同様に住民から選挙で選ばれた首長と対等の立場で住民に対して政治責任を負い、首長と一定の緊張関係を保ちながら住民のためにともに協力し合うことにあると言える。

独任制の機関である首長とは異なり、合議制の機関である議会は、多様な市民の声を受け止め政策に反映する高いポテンシャルを有している。地方自治体の自己決定権が拡

大していく中、議会が果たすべき役割はますます大きくなっている。

議員自身がさらに二元代表制についての理解を深め、これから時代に求められる議会の役割を果たしていく必要がある。

イ 議員間討議ができる常任委員会の規模について

合議制の機関である議会にとって、その主要な協議体である常任委員会をいかにうまく機能させるかが大きな問題である。多様な市民の声を市政に生かすためには、議員間討議（自由討議）を有効に働きかせ、よりよい結論を導き出すことが求められる。

では、どの程度の人数規模が適当であるか。経験則上は、少し幅はあるものの、おおむね6人から9人の間であろうということで意見は一致した。

議員研修会の講師に招いた廣瀬和彦氏によると、20～30万人規模の都市では1常任委員会当たりの想定委員数は8・5人であり、本市の常任委員会の委員定数が8～9人であることと合致している。

<本市の常任委員会の定数>

委員会名	定数
総務常任委員会	9人
文教生活常任委員会	8人
産業建設常任委員会	8人

組織マネジメントやチームのパフォーマンスに関する研究では、5～7人、または、4～6人が最も適正であるとの結果が出ており、市議会の場合は、そこに多種多様な住民意見を反映するという側面から、人口に比例して委員数を加算することが望ましいとの見解を、廣瀬和彦氏は示されている。

また、議員間討議（自由討議）をいかにして合意形成につなげるかという点についても、さまざまな議論を行った。

本市では、平成23年（2011年）の議会基本条例制定に伴い制度の見直しを行い、委員会における自由討議の導入を進めた。その趣旨は、自由討議を尽くして合意形成に努めるというものであるが、明らかに賛否が分かれる議案に対して、それを行うことは難しいとの意見が出された。逆に、請願審査においては、議員間で自由に意見交換する余地が大きいことも明らかになった。

また、議会基本条例制定以前のほうが、議員間での主張のぶつかり合いが活発であったとの意見もあり、それに対して、議員間討議（自由討議）により目指す合意形成はそれとは別種のものであるとの見解も示された。

議会改革の大きなツールのひとつとして全国的に議員間討議（自由討議）が導入された背景には、それ以前の議会が、首長が提出する議案をさほどの議論もなく単に追認するだけの機関に墮していないかとの批判があった。

それに対して、多様な市民の声を背景にした議員同士が議論を重ね、よりよい政策決定を行うべきだとの発想が、議員間討議（自由討議）導入の起点となっている。

本市では、議案の委員会審査においては、質疑終結前に原則として議員間討議（自由討議）を行うこととしているが、先述したように、どこまで有効に機能しているかについては、議論の余地がある。

しかし、議案審査における議員間討議（自由討議）を経て、採決後に委員会として附帯決議を行うことで意見が一致し、行政が進める政策に対して議会の見解を表明することもあり、この制度がまったく機能していないわけではない。

議会基本条例を制定していない市のはうが制度を柔軟に見直しながらうまくやっているという意見や、議員間討議（自由討議）は政策研究会や所管事務調査、予算決算審査に附帯する政策提言などに活用できるのでは、といった意見も出された。

議員間討議（自由討議）を有効に活用していくためには、さらなるブラッシュアップが求められているとの認識を共有することができた。

ウ 宝塚市の将来を見据えた議会と議員定数の在り方について

これからの中子高齢化・人口減少社会を見据えたとき、望まれる議会の姿はどんなものであるのか。

宝塚市は昭和29年（1954年）に人口4万余で市制施行して以来、温泉と歌劇に代表されるレクリエーション都市として、また、大都市近郊の良好な住宅都市として急速に発展した。わが国の高度経済成長の波に乗り、市制施行13年後の昭和42年（1967年）には人口は10万人に倍増、さらに、昭和48年（1973年）には人口が15万人を突破する。

この間、行政も議会も、急激な人口増に対応するための都市建設に追われた。もともと武庫郡と川辺郡とにまたがっていた地域が武庫川をはさんで合併した本市は、郡部の端々であったことから都市基盤が充実しているとは言えなかった。そこに、人口の著しい増加に伴う都市の急拡大が起り、道路や上下水道の整備、学校建設などが急務となつた。

高度経済成長期を過ぎても都市は拡大し、昭和62年（1987年）に人口は20万人を突破。その後も、近年までゆるやかに成長を続け、人口は22万人程度を維持してきた。比較的、税収も安定し、裕福な都市であったと言える。ただ、住宅都市化が急速に進んだため、都市の発展の核となるべき産業面では企業の撤退が続くなど、不安要素がないわけではなかった。

本市の人口が減少傾向に転じたのは、平成27年（2015年）ごろのことである。わが国では、すでに中子高齢化・人口減少社会の到来が叫ばれて久しく、それに起因

するさまざまな社会問題が全国各地で散見されるようになってきていた。本市の人口減少は、日本全国の中でも遅い部類に入ると言える。

しかし、本市の人口推移の将来予測を見ると、今後の少子高齢化の進展は非常に急激なものになると見込まれる。

現在は生産年齢人口の半数程度である老人人口が、2045年には生産年齢人口とほぼ同数となり、その後は逆転するとみられる。また、年少人口が大きく減少していく予測となっていることも、まちの将来にとって大きな問題である。

これまででは都市の急拡大に対処することに専念してきた本市にとって、急激な人口減少、都市の縮小といった、未体験の課題に直面せざるを得ない時代が到来しようとしている。

では、このように時代が変化していく中、議会と議員定数の在り方はどうように変わっていくのか。その果たすべき役割に変化はあるのか。

将来的な人口減少が見込まれる中、税収も下がり、市職員の数も減少していくことが予想される。それに比例して、単純に議員定数も減少すると考えるのか。それとも、これまで経験したことのない諸課題に対処するため、議会の役割はこれまで以上に大きくなることから議員定数は維持若しくは増加する必要があるのか。

このような観点で考えていくと、単に議員定数が多ければよい、または、少なければよい、といった問題ではないことが明らかになってきた。

多様な市民の声を市政に反映していくためには、合議制の機関である議会には、一定数の議員が必要であることは言うまでもない。

では、例えば、議員定数があと5人多ければ、これから迫り来るであろう未知の諸課題に適切に対応することができるのかと言えば、それほど単純な問題ではないことが分かる。

議員定数が何人であればよいかと言うことより、これから議会がどのような機能を発揮していけばよいか、議会に期待されているものは何なのかという点に議論は集約されていくこととなる。

そこで求められているのは、単なる議決機関や、特定地域や団体の要望を行政に伝えるだけの機関ではない。時代の流れをつかみ、多様な市民の声をすくい上げ、そこから立ち現れる市政の諸課題についての解決策を、政策として取りまとめ提案していく働きが、これからの議会にはますます必要となるだろう。

また、そのような議会の活動を支える議会事務局スタッフの充実強化にも、努めていかなければならない。

(3) まとめ

宝塚市議会の議員定数について何人とするのが望ましいのかという点については、市民の中でも、また、委員の中でも多様な意見があり、ひとつの結論としてまとめることはできなかった。

平成23年（2011年）の議会基本条例制定をひとつの契機として、宝塚市議会ではさまざまな変革に取り組んできた。

しかし、いまだに、市民から議会は遠い存在である。議員が何をしているのか分からぬい、といった声はあちこちで聞かれる。

市議会議員選挙の投票率が近隣市に比べ低調であることも課題である。この背景には、市長選挙が統一地方選挙より2年ずれて行われるため市議選に市民の関心を集めにくいという本市特有の事情もあるのだが、厳しい見方をすれば、議会に対する市民の期待が低いことの現れとも言える。

議会報告会、本会議のインターネット中継、議会報「かけはし」のリニューアルなどにより議会から市民への情報発信には努力してきたが、市民にはまだまだ届いていない。さらなる取り組みが求められていると言える。

議会基本条例に謳う「市民とともに歩む議会」という理念は、条例施行後10年余りを経た今も変わることはない。

しかし、具体的な議会運営の仕組みや、市民との情報共有の取り組みについては、時代のニーズに合わせて常に変革を続けていくことが必要である。

今回の特別委員会の議論の中では、これまで行ってきた市議会のさまざまな取り組みについての課題も見えてきた。

二元代表制の一翼を担う市議会の役割をあらためて認識するとともに、今回の議論を糧として、多様な民意を市政に反映させるべく不断の努力を重ねていきたい。

【参考】論点に対する各委員の意見（論点ごとのまとめ）

<論点ア 二元代表制を踏まえた議会の役割について>

田中こう委員（日本共産党宝塚市会議員団）

日本国憲法によって定められた「二元代表制」は自治体の長と議会を住民が直接選び、それぞれが住民を代表するという地方自治の仕組みである。

住民から負託を受けた市長は市の代表として予算を編成し、これに基づく行政を行う。一方、議会は様々な民意を代表する議員が、十分な審議を行い、市の予算案などを議決する。執行権をもつ市長と、議決権をもつ議会が、チェック・アンド・バランス（抑制と均衡）の関係で、おたがいの独断や暴走を防ぐという民主主義の仕組みが「二元代表制」であり、これは全国の市長や議会の共通認識である。

宝塚市議会は2009年度以降の議会改革の取組を契機とし、二元代表制の一方である議会としての役割強化に努めてきた。議会報告や意見交換会など、議会外の取組とあわせ、今後は議会基本条例第11条に基づく条例案の策定や市長に対する政策提言等、議会内の機能強化にも積極的に取り組むことが求められている。

大川裕之委員（たからづか真政会）

- ・市民の声を市政に反映するために、議決、監視、政策提案、国等への提言を行うというのが議会の役割。
- ・この「市民の声」に時間軸を加え、過去、現在、未来のそれぞれの時点においての「市民の声」を聞く必要がある。
- ・そのため、実際に聞こえる「声」だけでなく、時間、空間を超えた「今ここに存在しない声」を聞き取る力も求められている。
- ・議会の役割はほぼ変わらないが、その役割を果たすためのプロセスや手段が時代とともに大きく変わっていく。

藤岡和枝委員（公明党議員団）

ともに選挙で選出された首長と議会は、当然のことながら、住民の幸せを第一義として、適度な緊張関係を保ちながら、その使命を果たしていくべきである。

そのためには、行政の監視機能だけではなく、政策提言を行い、より良い市民生活の向上、市民の福祉の向上のために、調査研究を怠らず、議員力を磨き上げる努力が求められるものである。

そのことにより、より市民に開かれた議会として、また、より市民のために役に立つ議会としての権能が強化されるものであると考える。

池田光隆委員（日本維新的会宝塚市議団）

議会は、首長とともに市民から選ばれた代表であるが、首長の市政運営を是々非々でチェックできるように、議員一人ひとりが切磋琢磨し、市の現状と課題を把握、分析し、目先の判断だけにとらわれず、中長期的なビジョンを持って建設的な提案を行っていくことが役割

として求められていると思う。また二元代表制という制度で選ばれた市民の代表として、市民目線で市政運営が適正に行われるようにしていくことが議会の役割だと考える。

梶川みさお委員（ともに生きる市民の会）

市長と同じく選挙で選ばれた議員は、市民の声を市政に反映させる役割がある。議会は、市長が行う行政に対する監視と、予算・決算、条例の改廃などを決定する機関。また、住民に代わって政策を提案する役割もある。

特に、議員提出議案の提出が極端に少ないことを指摘されていることから、その対策が急がれる。

田中大志朗委員（無所属の会）

特に意見はありません。

寺本早苗副委員長（市民ネット宝塚）

- ・市民により選ばれた議員で構成される議会は、同じく市民により選ばれた市長とともに、市民の代表として市民の負託に応える重要な役割と責任を担っている。議会は合議制の機関として、また市長は独任制の機関として、ともに二元代表制の趣旨をふまえ、それぞれの特性を生かし、市民の意思を市政に的確に反映させる努力が求められている。
- ・議会は、市長等執行機関の事務執行の評価・監視機能、立法機能、政策立案及び政策提言機能等を十分に発揮することにより、地方自治の本旨の実現をめざすものであり、市長と競い合い、また協力しながら市の最良の意思決定を推進していく使命が課せられている。
- ・地方分権一括法の施行に伴い、地方公共団体は自らの責任においてその組織及び運営に関する様々な決定を行うこととなり、国と地方公共団体の関係も対等・協力の関係へと変化した。また機関委任事務の廃止に伴い、地方公共団体は自治事務の全てを決定することとなり、議会の議決権、調査権及び検査権も拡大され、議会の担うべき役割や責任も大きくなつた。　※宝塚市議会基本条例前文より

市長と市議会はともに市民に選ばれるが、議会は市民で構成されており（市長は住民要件外）、複数の「耳」で地域・世代・性別・所属など多様な住民の声を身近に拾えることと、合議制であることが大きな特徴といえる。この特性を生かして、長との善政競争をおこなう。つまり、監視機能にとどまらず、政策提言や政策立案、さらに立法機能を発揮することが望まれている。先の委員会では、参考人の方から「いろんな機会に出てきて市民と接し、政策に反映してほしい」「顔の見える議員に現場に来ていただいて相談に乗ってもらえたなら」などの意見をいただいた。

また、私たちは2011年に議会基本条例を制定し、その理念に基づいて議案審査の充実、市民との対話、情報公開に努めてきたが、審査のあり方などさらなる深化・充実に向けた見直しが必要であり、政策的な議員立法（実績なし）が行える力を議会として備えるべきと考える。

北山照昭委員長（令和安全の会）

市長は、まさに一人（独任制）で宝塚市を代表されており、今日の宝塚と未来・将来の宝塚に責任を持つ立場であります。市議会は26名で構成しており、合議制ですが、市議会として市長と同じく今日と未来・将来の宝塚市に責任を持つ立場であります。

すなわち二元代表制を踏まえ、議員は地域代表や団体代表ではなく、宝塚市を代表している自覚をしっかりと持って議員としての活動をする必要があります。

そのことから熟慮する場合、有権者に対する一人当たり人数が少なくとも1万人以上がほしいと考えます。

すなわち、当選ラインが低くなると、狭い範囲の活動と視野になり、一部の市民を代表する議員になる傾向があります。

よって、議員の意識を、二元代表制を踏まえる議員にできる限りするためにも、少なくとも地域代表や団体代表ではなく、全市を代表する議員とするためにも、私は経験も踏まえ、少なくとも1万人以上がふさわしいと考えます。

<論点イ 議員間討議ができる常任委員会の規模について>

田中こう委員（日本共産党宝塚市会議員団）

議員間討議については、まずは全議員が、宝塚市議会基本条例第10条にある「委員相互の自由討議を尽くして合意形成に努める」という本旨の共通理解を図ることが重要である。その基で「市の最良の意思決定」を推進していく。

宝塚市を含む人口20～30万人未満48市の平均では議員定数31人、4常任委員会となっている。8月24日に開催された議員研修会において、講師の廣瀬和彦氏からは本市議会における常任委員会数について、4から5が適正とする見解が示された。宝塚市の人口規模からすると30人の議員が基本条例第10条の趣旨に基づき、4常任委員会で活発な自由討議を行うことが望ましいと考える。しかし、現在の定数26人を増員するにあたっては議会内でのコンセンサスと市民理解を得ることが重要であり、今後も引き続き検討が必要だと考える。

大川裕之委員（たからづか真政会）

- ・5～10人程度であれば、議員間討議は可能。
- ・どういう議論が出来るかの「質」の問題だととらえるのであれば、議員数以上に委員長のファシリテーション等の力量も関係しており、一概に言うことは出来ない。

藤岡和枝委員（公明党議員団）

これまでの常任委員会の委員会数、委員数を勘案すると、議員間での自由討議を行うに当たっての委員会数は現行の3つの委員会で、委員数においても、現行の8～9人が適切であると考える。

池田光隆委員（日本維新の会宝塚市議団）

他市でも6～8人で委員会が構成されている。文教が現状7人で問題なく議員間討議が行えていることから、今後1委員会7人の規模でも充分に討議は可能と考える。

梶川みさお委員（ともに生きる市民の会）

- ①委員会の適正な人数の根拠は示せないが、5～6人では少ないし、9～10人は多いと思うので、7～8人が妥当ではないかと思う。
- ②本市の場合、委員会の会議数が、H18年は4委員会で計23回。H24年は3委員会で計56回となっている。全体で2倍で、1委員会では3倍になっている。よって、4委員会が必要であり、最低7人として28人～29人が必要と考える。
- ③議員間討議については、委員の人数よりも、慣れていないことから議員一人一人の努力と工夫が必要。

田中大志朗委員（無所属の会）

常任委員会の数は4つが望ましい。

寺本早苗副委員長（市民ネット宝塚）

㈱地方議会総合研究所の廣瀬和彦先生によると、充実した議員間討議のできる規模は7～8人。委員長を加えて8～9人とされ、他の有識者もほぼ同様の見解を示されている。数が多いと時間が不足するとの意見は当局への質疑では当てはまろうが、多様な住民意思を反映させるための活発な討議→慎重な意思決定のプロセスとして最低8名はキープしたい。

北山照昭委員長（令和安全の会）

いま定数は26名ですが、今の常任委員会の構成は、8名、8名、7名で、欠員が2名あります。先の任期中も数名の欠員がありました。常任委員会の活動は、しつかりと審議もし、その役割を果たしてきました。各議員の努力もありますが、8名から7名でも常任委員会の活動を十分に果たせることは、宝塚市議会においては、明確であります。すなわち、一定の議員定数を減員しても、議会としての役割は十分に果たせることは明らかです。

ただ、議員間討論が不足していることは、定数の課題ではなく、議員の意識の問題であります。ある面、宝塚市政の今日と未来・将来に対する認識が不十分であり、二元代表制及び合議制の認識が不十分ということではないでしょうか。

<論点ウ 宝塚市の将来を見据えた議会と議員定数の在り方>

田中こう委員（日本共産党宝塚市会議員団）

廣瀬和彦氏は人口減少に合わせて議員定数削減を考えるのではなく、人口減少に歯止めをかける議会の役割という観点から議員定数を検討する必要性について問題提起した。当面は現在の定数26人を堅持しながら、定数改定においては合理的、論理的根拠を示し、議会内でのコンセンサスと市民理解を得ることが重要となる。

大川裕之委員（たからづか真政会）

- ・どういう時代であっても、宝塚市の内部機関として、宝塚市の発展に貢献することが議会には求められている。
- ・そういう意味では、デジタル化やデータ分析など、社会や公共の変化に対応出来る議会機能の強化こそが優先順位が高いと考える。
- ・議会機能の質を担保するのであれば、4年ごとに入れ替わる議員に投資するより、議員とともに政策立案等を行うスタッフを充実させ、投資する方が確実で、この議会機能の質を高い水準で担保できて初めて、議員数は議員間討議ができる必要最低限の定数まで削減することが可能だと考える。

藤岡和枝委員（公明党議員団）

今後人口が減少していくことを考えると、将来的には、ある程度議員数を抑えていくことを視野に入れることが求められることは想定されるものの、今すぐ減らしていくことの必要性は見当たらない。

今回の参考人の方々の大半の意見もそうであったと思う。

したがって、宝塚市議会の議員定数は、当分の間は、現行の26人のまま維持することが妥当であると考える。

ただ、複数の参考人の方々の意見にあったように、議員、議会の活動が、市民にとって、あまり身近に感じられないという現実を受け止めることが重要であると思う。

これまで議会基本条例に基づき、議会報告会、意見交換会など、市民に広く議会の活動を広く知っていただくための取組は重ねてきたところだが、まだまだ市民への周知そしてご理解にまで至っていないということを痛感する。議会全体として、議員としての活動、取組の「見える化」は永遠のテーマではないだろうか。

池田光隆委員（日本維新の会宝塚市議団）

現状24人の体制で充分に運営できていることや、市議会議員の活動が見えないと市民の指摘、市の厳しい財政状況などを総合的に勘案すると、議員一人ひとりの資質を高めた上で、定数がどうあるべきかの議論を市民の声もよく聞いて継続的に続けていくべき。

また1万人に1人選出の議員で勘案して、24人での議員定数で可能と考える。

梶川みさお委員（ともに生きる市民の会）

今後人口減少が見込まれる状況を人口比例方式で考えれば、定数を増やす方向は考えにくい。しかし、市民の要望等も多様で複雑になってきていることも考慮する必要がある。一方でデジタル化の進展により職員の業務が軽減されるとと言われており、議員の業務も軽減されるのであれば増員も難しい。

結論としては、本市は人口規模から考えれば決して議員が多いことはない。7人で4委員会として28～29人に増やすことが望まれるが、将来の人口減少やデジタル化の進展、市民の理解を得るために、現状維持が妥当な判断と考える。

田中大志朗委員（無所属の会）

議員定数は現状維持は必要。増員が望ましい。

寺本早苗副委員長（市民ネット宝塚）

昨今の地方自治・議会関係の研究会で議論されているテーマに、危機管理や議会ICTと並んで「多様性の反映」が挙げられる。人口減少と少子高齢化が進み、限られた財源の配分などをめぐって属性や立場の異なる価値がぶつかるであろう今後、住民代表の私たち議員が身近な声を拾うと同時に、さまざまな分野の調査研究を行い、政策について議論を重ね、市民の意向ができるだけ正確に反映していくために議員数は（理論上）多い方が望ましい。

また、自治体の守備範囲が広がるにつれ、議案数も増える。ひとつひとつの政策判断が市の将来に大きく影響していくことから、慎重で活発な議論を行える委員会の数は、廣瀬先生が指摘されたように「3」から「4」への増が適切と考える。これは4委員会時代を知る者の実感でもあり、先日の当委員会における複数の参考人の意見もある。

しかしながら議員定数を増やすことについては、なかなか市民の理解を得にくく、現実には難しいと思われる。そこで、当面はせめて現行の26人を「維持」したい。

「2名の欠員が生じても議会はまわっている」との意見については、課題を見落としがちな地域や分野が生じて「声」が届きにくくなっている感覚をもちたく、そうでなければどこまでも議員定数を減らせると極論されることになろう。また、識者が口を揃えるように、定数削減によって「少数精鋭」が実現しないことは、理論上も経験上も明らかである。

さらに、宝塚市議会は、統一地方選から外れてしまった市長選挙や県議補選に現職市議が任期途中で出馬することによって在席議員数が減る可能性がつねにあり、いま以上の削減は議会が縮小し、反作用として長の権限を徒に大きくしてしまうリスクも懸念される。

結論としては、1・2を勘案して、現行の議員定数を維持すべきと考える。

「統一地方選を控えた時期での定数見直しは遅すぎる」と廣瀬克哉・法政大学総長は9月5日付け自治日報に寄稿されている。将来、本市の人口が著しく減少した場合や（参考人がふれたように）中核市へ移行するなど市のカタチが変化する場合、また今は思いつかないが議会機能に関わる環境の大きな変化が起こる際には、議会の在り方と議員定数の見直しを含めた議論をしっかりと時間をかけて行うべきと考える。

北山照昭委員長（令和安全の会）

宝塚市の財政は、数字以上に深刻です。まさに、末期症状であるという方さえあります。しかも、いよいよ人口減少傾向が見られ、ますます顕著になることは明瞭です。年少人口の減少が顕著なのが宝塚市の将来です。

財政危機の時代、そして人口減少、少子高齢化の時代を迎えることになりますが、今日の状況について、市議会に責任がないとは言えません。

私は、市議会としても、要望や主張だけでなく、市民に対して、市政に対する責任と自覚を表すためにも、議員定数を見直し、一定数減員することは議会の姿勢を明らかにする意味でも必要と考えます。

4 資料編

- (1) 本市議会における議員定数の変遷
- (2) 全国市議會議長会「市議会議員定数に関する調査結果」抜粋
- (3) 阪神間各市の議員定数の状況（令和4年4月1日現在）
- (4) 本市議会の活動状況（平成29年度～令和3年度）
- (5) 本市議会における一般質問の実施状況（平成27年～令和4年）
- (6) 本市議会における在籍議員数の推移（平成27年～令和4年）
- (7) 本市における人口推移の将来予測
- (8) 議員定数にかかる法令の沿革及び本市の状況
- (9) 本市議会における常任委員会の変遷
- (10) 本市議会における常任委員会開催日数の変遷
- (11) 本市議会における常任委員会に付託された議案数の変遷
- (12) 本市議会における本会議の会期日数（平成29年度～令和3年度）

資料（1） 本市議会における議員定数の変遷

改定日	定数	人口
昭和29年4月 1日 (宝塚町と良元村が合併し市制施行)	定数 55名 (合併特例による) 実数 54名	40, 579人
昭和30年4月 1日 (長尾村、西谷村を合併後、旧長尾村の一部を伊丹市に編入)	定数 36名 第1選挙区 28名 (旧良元村・宝塚町) 第2選挙区 4名 (旧長尾村) 第3選挙区 4名 (旧西谷村)	55, 511人
昭和34年4月 1日	定数 30名	63, 157人
平成19年4月30日	定数 26名	221, 529人

・平成19年の改選時から、常任委員会数を4から3に変更した。

・令和4年5月1日推計人口 224, 652人

資料（2） 全国市議会議長会「市議会議員定数に関する調査結果」抜粋
※ 全国市議会議長会の調査結果（令和2年12月31日現在）より

① 全国815市の市議会議員の実数の状況

調査時点	市区数	議員実数（人）	1市あたり平均（人）
令和2年12月31日現在	815	18,803	23.1
令和元年12月31日現在	815	18,873	23.2

② 人口段階別にみた市議会議員の実数の状況（令和2年12月31日現在）

人口段階	市区数	1市あたり平均（人）
5万人未満	280	16.8
5～10万人未満	250	20.3
10～20万人未満	152	25.2
20～30万人未満	48	30.7
30～40万人未満	29	36.0
40～50万人未満	21	39.4
50万人以上	15	45.8
指定都市	20	58.2

③ 全国各市の市議会議員定数の一覧 <人口20万人以上30万人未満の市>

※議員定数の少ない順に表示

都道府県	市区名	人口	2020年12月31日 現在の議員定数	定数条例等の 適用年月	2020年12月31日 現在の議員実数
大阪府	寝屋川市	230,468	24	2019年4月	24
神奈川県	平塚市	256,946	26	2019年4月	26
兵庫県	宝塚市	233,499	26	2007年4月	26
北海道	函館市	251,891	27	2019年4月	27
大阪府	茨木市	283,233	28	2017年1月	28
茨城県	水戸市	271,380	28	2011年5月	28
大阪府	八尾市	265,269	28	2011年4月	28
埼玉県	草加市	250,225	28	2014年10月	26
神奈川県	茅ヶ崎市	242,586	28	2011年4月	28
茨城県	つくば市	241,813	28	2012年10月	28
神奈川県	大和市	240,998	28	2011年4月	28
東京都	調布市	237,815	28	2003年4月	27
神奈川県	厚木市	223,710	28	1999年8月	28
東京都	西東京市	206,047	28	2010年12月	28
兵庫県	伊丹市	203,509	28	2007年4月	28
千葉県	八千代市	202,176	28	2014年12月	28
千葉県	流山市	200,309	28	2007年4月	28
東京都	府中市	260,255	30	2003年4月	27
徳島県	徳島市	252,093	30	2015年4月	30
埼玉県	上尾市	229,517	30	2007年12月	30
群馬県	太田市	224,217	30	2015年4月	30
群馬県	伊勢崎市	213,288	30	2014年4月	28
兵庫県	加古川市	263,134	31	2010年6月	31
長野県	松本市	238,136	31	2011年4月	31
東京都	墨田区	275,647	32	2007年4月	32
千葉県	市原市	273,771	32	2015年6月	32
福井県	福井市	261,601	32	2011年4月	32
静岡県	富士市	252,243	32	2015年4月	32
埼玉県	春日部市	233,391	32	2010年4月	31

青森県	八戸市	225,845	32	2015年4月	32
広島県	呉市	217,690	32	2015年4月	32
東京都	荒川区	216,535	32	2003年4月	32
東京都	台東区	203,637	32	2007年3月	32
長崎県	佐世保市	246,394	33	2015年4月	32
山形県	山形市	243,684	33	2015年4月	33
三重県	津市	276,072	34	2018年1月	34
新潟県	長岡市	266,344	34	2015年4月	33
東京都	港区	259,036	34	2003年4月	34
山口県	下関市	257,553	34	2011年1月	33
東京都	渋谷区	230,506	34	2003年4月	34
東京都	文京区	226,574	34	2003年4月	34
島根県	松江市	200,772	34	2013年4月	34
青森県	青森市	278,446	35	2014年10月	35
福島県	福島市	275,646	35	2015年7月	35
東京都	豊島区	287,300	36	2003年4月	36
東京都	目黒区	281,317	36	1999年4月	34
佐賀県	佐賀市	231,664	36	2013年10月	35
岩手県	盛岡市	286,820	38	2011年8月	38

資料（3） 阪神間各市の議員定数の状況（令和4年4月1日現在）

市名	人口(人)	議員定数(人)	議員1人当たりの人口(人)	市域面積(km ²)
神戸市	1,508,996	69	21,870	557.03
尼崎市	455,835	42	10,853	50.71
西宮市	482,204	41	11,761	100.18
芦屋市	95,149	21	4,531	18.57
伊丹市	197,003	28	7,036	25.00
宝塚市	224,475	26	8,634	101.89
川西市	155,517	26	5,981	53.44
三田市	109,781	22	4,990	210.32
丹波篠山市	40,050	18	2,225	377.59
丹波市	62,152	20	3,108	493.21

※ 神戸市は、令和5年4月から4減の65人に

※ 川西市は、令和4年10月から2減の24人に

資料(4) 本市議会の活動状況(平成29年度～令和3年度)

宝塚市議会活動状況(平成29年度)														合計			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	開会日数	出席人数			
本会議	24	4	96	4	93	1	24	4	48	1	24	5	120	4	96	1	24
議会運営委員会	6		4	24	2	1	6	3	18	2	12	2	12	2	12	2	12
常務委員会	8		1	8	2	16	1	8	2	15	1	7	2	16	1	8	3
貞文教生活会	8		1	8	2	16	1	8	2	16	2	16	1	8	1	8	2
産業建設委員会	7		1	7	2	12	1	7	2	14	1	7	2	14	1	7	4
特予算決算委員会	12			3	36	1	12								1	12	6
行政監査特別委員会	8										6	72	1	12			7
行財政監査調査特別委員会	7			1	7												0
議員総会	24			1	24						1	24	2	48	1	24	1
全派代表者会	10	2	20	1	10						1	24				1	24
議会改革幹事会	9		2	18	2	18	1	9		1	9	1	9	1	9	1	9
議会改選委員会	9					1	9										8
広報広聴委員会	8	2	16														2
その他委員会	7		2	14		1	7	1	7	2	13		1	7	1	6	11
議員研修会	24														1	24	3
経済常任委員会	8			1	8	1	8		1	7	1	7	1	8	1	8	1
文教生活常任委員会	8			1	8	1	8		1	8	2	16	1	8	1	8	9
産業建設常任委員会	7			1	6	1	7		1	7	1	7	1	7	1	8	55
合計	4	36	18	216	20	225	14	144	1	7	20	212	23	267	5	36	19
															231	25	250
															186	250	186

※1 同日に複数開会の場合は計数「1」としています。
※2 3/27の船橋管区委員会では議会運営委員会との並合審査会を実施しています。重複して所属するが委員3名いるため、計1名でカウントしています。

宝塚市議会活動状況（平成30年度）

	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	開会 日数	出席 人數	開会 日数	出席 人數	開会 日数	出席 人數	開会 日数	出席 人數	開会 日数	出席 人數	開会 日数	出席 人數	開会 日数	出席 人數	開会 日数	出席 人數	開会 日数	出席 人數	開会 日数	出席 人數	開会 日数	出席 人數	開会 日数	出席 人數	開会 日数	出席 人數	開会 日数	出席 人數	開会 日数	出席 人數	開会 日数	出席 人數				
本会議	23	1	23	5	115											4	92	2	46	1	23	5	115	1	69	3	69	1	23	22	506					
議会運営委員会	6		2	12	2	11				1	6		3	18	2	12	1	5	2	12			2	12	1	6	16	94								
総務委員会	8		3	24	1	8							5	40	1	8	2	16	1	8			1	8	2	16	16	128								
文教生活委員会	7		3	21	1	6							2	14	1	7	2	14	1	7	1	7			3	21	14	97								
産業建設委員会	7		3	21	2	14							2	14	1	7	3	20	1	7			1	7			4	28	16	111						
予算特別委員会	12																									1	12	6	72	7	84					
会計決算特別委員会	12																									6	72	1	11		7					
行財政改革調査委員会	7																									1	7	1	7		2					
議員総会	23		1	23	1	23										1	23								1	23				1	23	5	115			
会派代表者会議	8		3	24												1	8	1	8	2	16															
議会改革検討委員会	8																1	8	2	16																
議会改革委員会	8																1	8	2	16																
広報広聴委員会	8																1	8	2	16																
常任委員会	~H30.5.9	7	1	7	1	6											1	8	2	16																
常任委員会	H30.5.22~	6		2	12	1	6	2	12	2	12	1	6	2	12	2	12	1	6	2	12	1	5	1	6	1	6	15	89							
議員研修会	23																1	23																		
議員研修会	23																1	23																		
総務常任委員協議会	8																2	16	1	8	1	8														
文教生活常任委員協議会	7																1	7	1	7	1	7														
産業建設常任委員協議会	7																1	7	1	7	1	7														
合計		1	7	22	188	18	235	2	12	4	26	23	230	22	233	17	138	17	217	3	34	11	131	25	239	165	1,690									

*1 同日に複数開会の場合は計数「1」としています。

宝塚市議会活動状況（平成31年（令和元年）度）

同日に複数開会の場合は会員は計数「！」としています。

宝塚市議会活動状況（令和2年度）

同日に複数開会の場合は計数「1」ととしています。

宝塚市議会活動状況(令和3年度)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	人間会出席日数	開会出席日数	開会出席日数	開会出席日数	開会出席日数	開会出席日数	開会出席日数	開会出席日数	開会出席日数	開会出席日数	開会出席日数	開会出席日数	開会出席日数	出席人数
本会議	~R3.5.14 R3.5.15~11 R3.11.12~	26 25 24		2 50	6 148	3 75		3 74	3 73	1 24				3 71
議会運営委員会	~R3.5.14 R3.5.15~	6 5		5 25	5 25	1 5		2 10	2 10	1 5	2 10			2 10
総務	~R3.5.17 R3.5.18~	8 9		3 27	4 36	1 9		2 17	2 18	2 18	1 9			1 9
文教生活委員会	~R3.5.17 R3.5.18~	9 1 7	1 9	1 9	2 14	2 13	1 7	2 14	1 7	2 14	2 14			1 7
産業建設委員会	~R3.11.11 R3.11.12~	8 1 7	1 8	2 16	1 8	2 16	1 8	2 16	1 8	2 14	1 7			1 7
予算決算委員会		12		3 36	1 12					2 14	1 7	1 7		1 7
特別委員会財政経営	~R3.6.16 R3.6.17~	13 14								7 84	1 12	1 12		1 8
行財政監査第1分科会				1 14	1 14	3 42					1 14			1 14
行財政監査第2分科会	~R3.6.16 R3.6.17~	7 8	1 7											1 7
議員総会	~R3.5.14 R3.5.15~11 R3.11.12~	26 25 24		1 25		1 25		1 25		1 25				1 24
会派代表者会	~R3.4.19 R3.4.20~	9 10	1 10	3 30	3 30	2 20		2 20	2 20	1 10	1 10	1 10		1 10
議会改革検討委員会	~R3.4.19 R3.4.20~5.14	10 11	2 20											2 20
広報広聴委員会	~R3.4.19 R3.4.20~	7 2 8	1 14 1 8	1 8	1 8	1 8	2 14	1 8	2 16	1 8	1 7	2 16	1 7	1 9
議員研修会	~R3.5.14 R3.5.15~11	26 25			1 25									1 24
総務常任委員会	~R3.5.17 R3.5.18~	8 9												0 0
文教生活常任委員会	~R3.5.17 R3.5.18~	9 8												0 0
産業建設常任委員会	~R3.11.11 R3.11.12~	8 7												0 0
合計		9 76	19 196	31 358	18 241	4 50	19 197	22 265	19 194	19 230	5 40	11 142	14 170	190 2,159

両日に複数開会の場合は計数「1」としています。

資料（5） 本市議会における一般質問の実施状況（平成27年～令和4年）

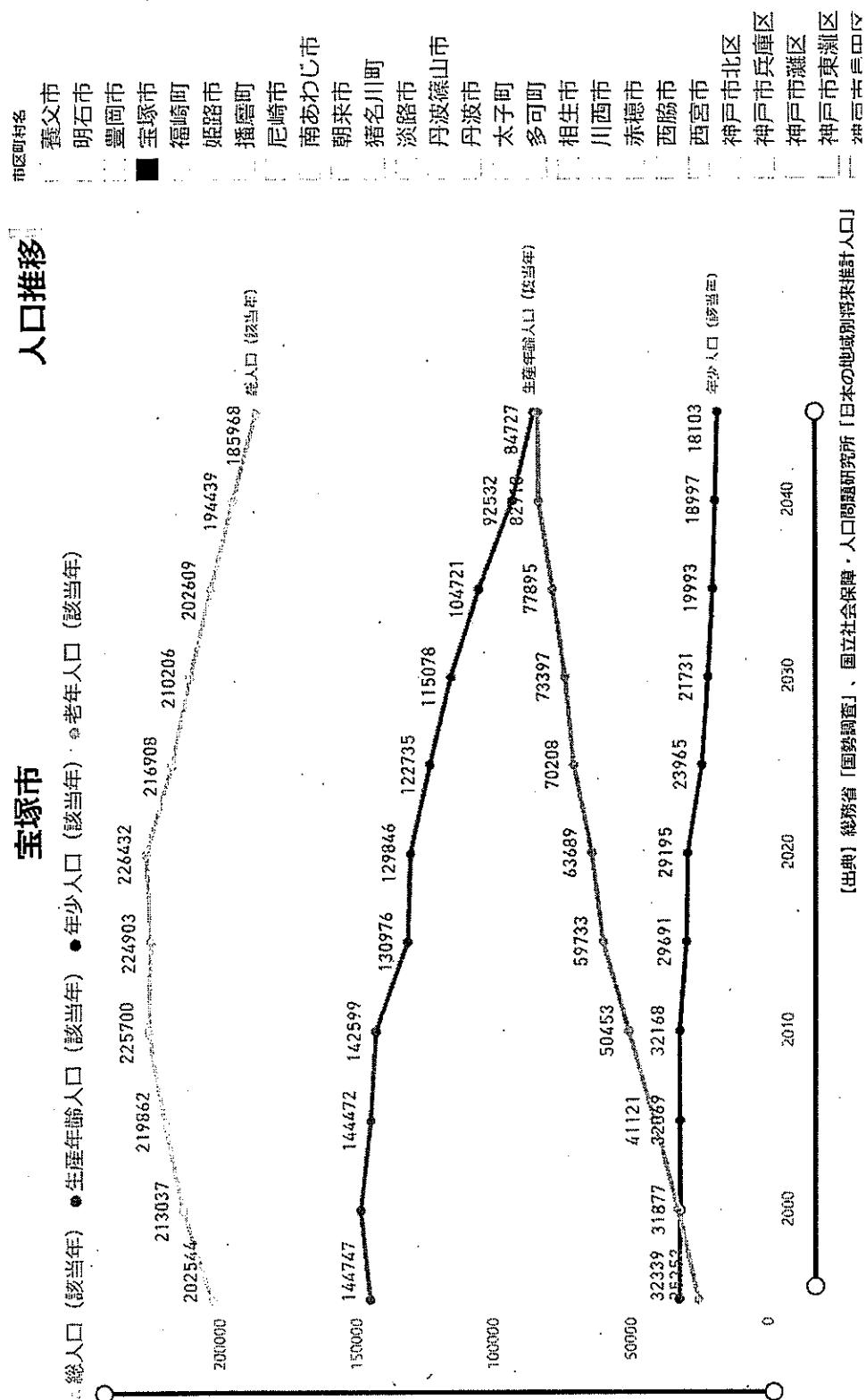
		一般質問を実施した議員数	在籍議員数
平成27年 (2015)	6月定例会	24人	26人
	9月定例会	24人	26人
	12月定例会	24人	26人
平成28年 (2016)	6月定例会	23人	26人
	9月定例会	24人	26人
	12月定例会	24人	26人
平成29年 (2017)	6月定例会	15人（代表質問7人）	24人
	9月定例会	22人	24人
	12月定例会	20人	24人
平成30年 (2018)	6月定例会	21人	23人
	9月定例会	21人	23人
	12月定例会	21人	23人
平成31年 令和元年 (2019)	6月定例会	23人	26人
	9月定例会	24人	26人
	12月定例会	24人	26人
令和2年 (2020)	6月定例会	16人	26人
	9月定例会	23人	26人
	12月定例会	23人	26人
令和3年 (2021)	6月定例会	15人（代表質問8人）	25人
	9月定例会	21人	25人
	12月定例会	21人	24人
令和4年 (2022)	6月定例会	21人	24人

※ 議長、副議長は一般質問を行わない。

資料（6） 本市議会における在籍議員数の推移（平成27年～令和4年）

		在籍議員数	備考
平成27年 (2015)	4月30日 (任期開始)～	26人	
平成28年 (2016)		26人	
平成29年 (2017)		26人	
	4月10日～	24人	4/9付で2人辞職
平成30年 (2018)		24人	
	5月9日～	23人	5/8付で1人辞職
平成31年 令和元年 (2019)		23人	
	3月30日～	22人	3/29付で1人辞職
	4月30日 (任期開始)～	26人	
令和2年 (2020)		26人	
令和3年 (2021)		26人	
	5月15日～	25人	5/14付で1人辞職
	11月12日～	24人	11/11付で1人辞職
令和4年 (2022)		24人	

資料（7） 本市における人口推移の将来予測



宝塚市

人口ピラミッド

●女 ●男

60歳以上

2988 1056

80~89歳

9834 6523

70~79歳

16715 13161

60~69歳

14217 12072

50~59歳

17366 15037

40~49歳

18104 15827

30~39歳

11578 9849

20~29歳

10001 8077

10~19歳

10958 10855

0~9歳

9092 9420

集計年

2005

2010

2015

2020

2025

2030

2035

2040

市区町村名

養父市

明石市

豊岡市

宝塚市

福崎町

姫路市

播磨町

尼崎市

朝来市

猪名川町

淡路市

丹波篠山市

丹波市

太子町

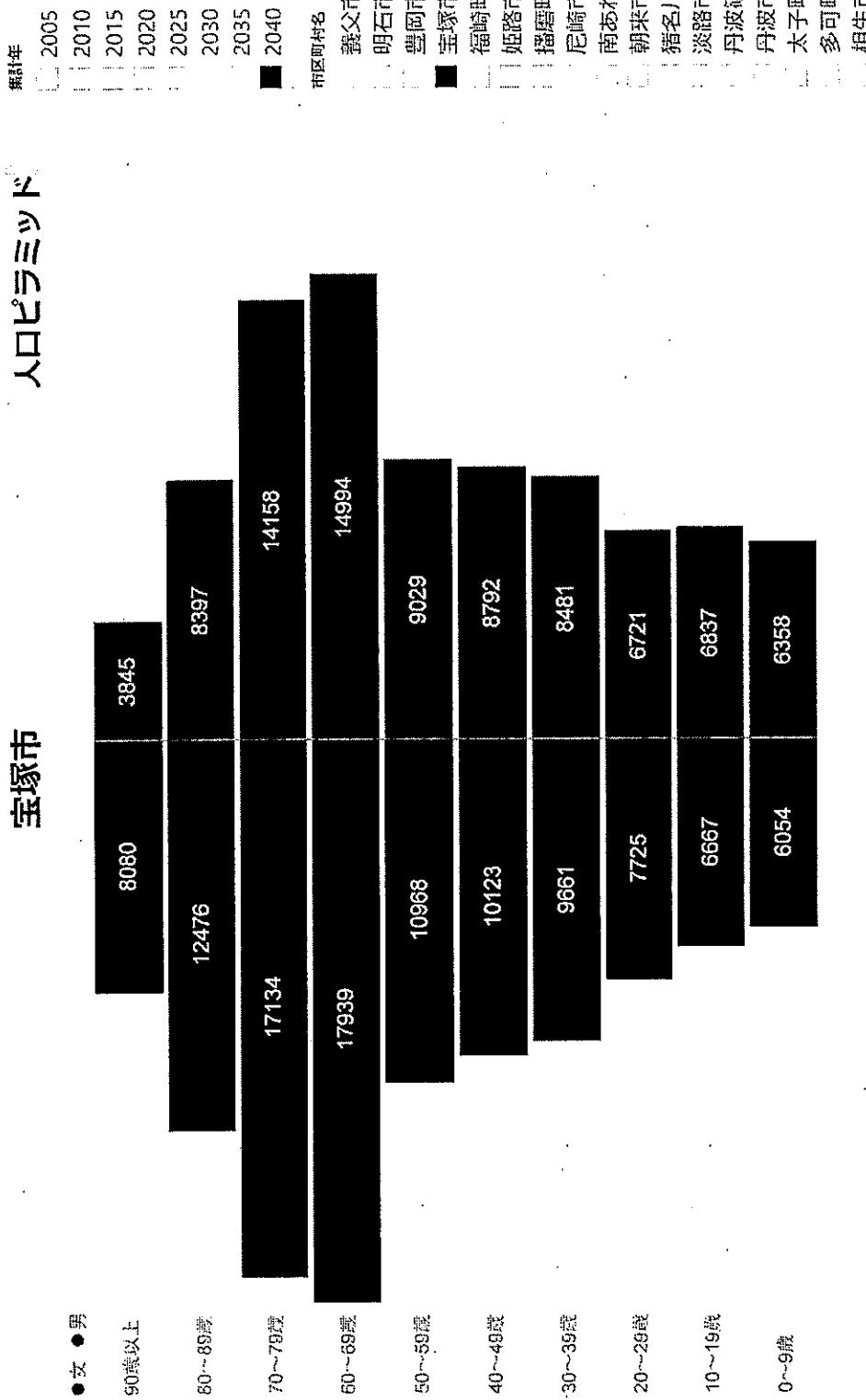
多可町

相生市

【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

宝塚市

人口ピラミッド



【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

宝塚市

総人口 (該当年) ● 生産年齢人口 (該当年) ● 年少人口 (該当年) ◎ 老年人口 (該当年)

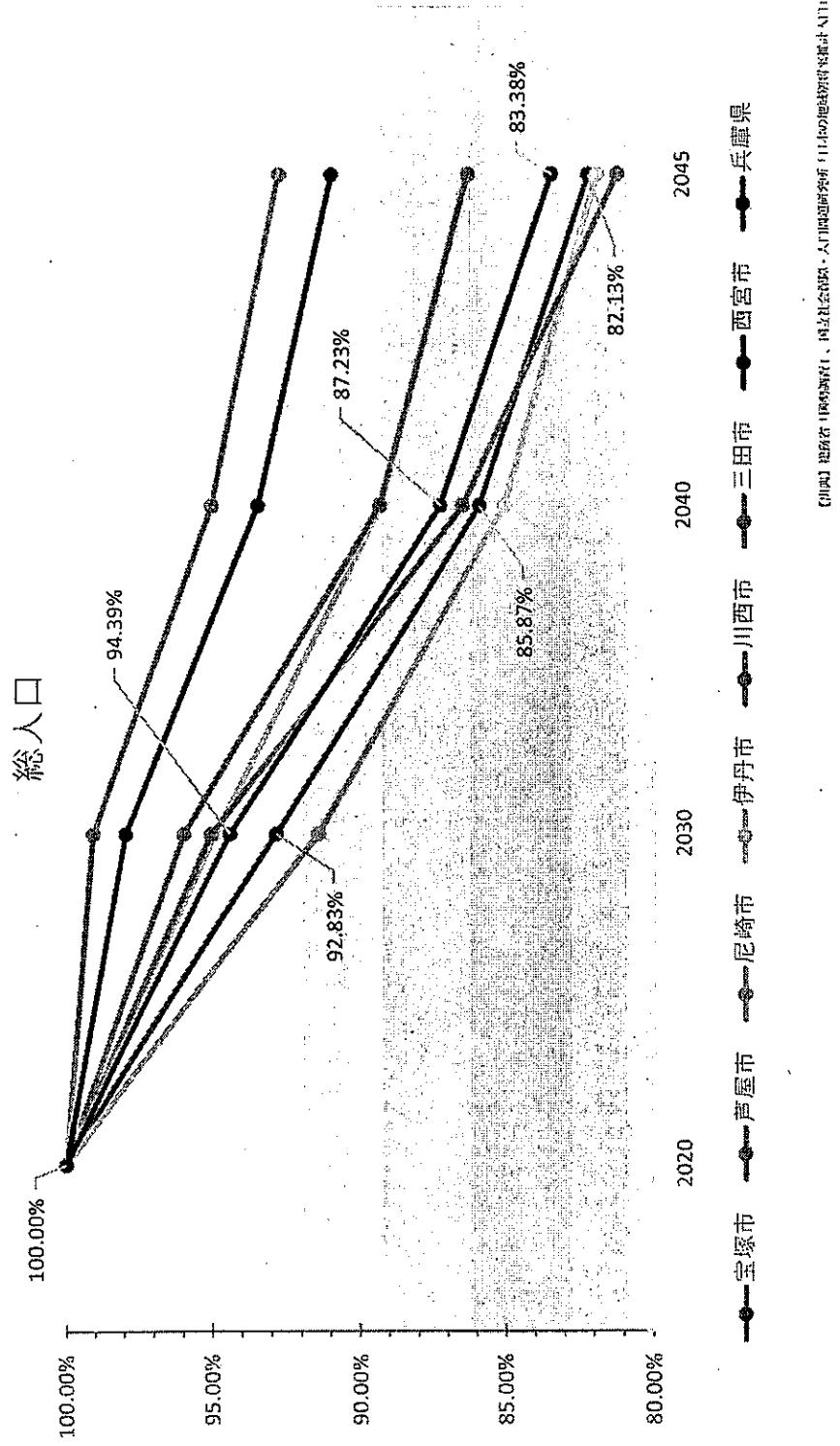
225700 226432
219862 216908
213037 210206
202544 2010269
194439 185948
185948 185948
144747 142599
142599 140976
122735 115078
104721 92532
84727 77355
70208 63689
50453 41121
32339 32168
25353 29195
21731 21731
18103 18103
1635706 143865
1103458 954240
831520 665299
600470 600470
生産年齢人口 (該当年)
年少人口 (該当年)
老年人口 (該当年)

兵庫県人口推計

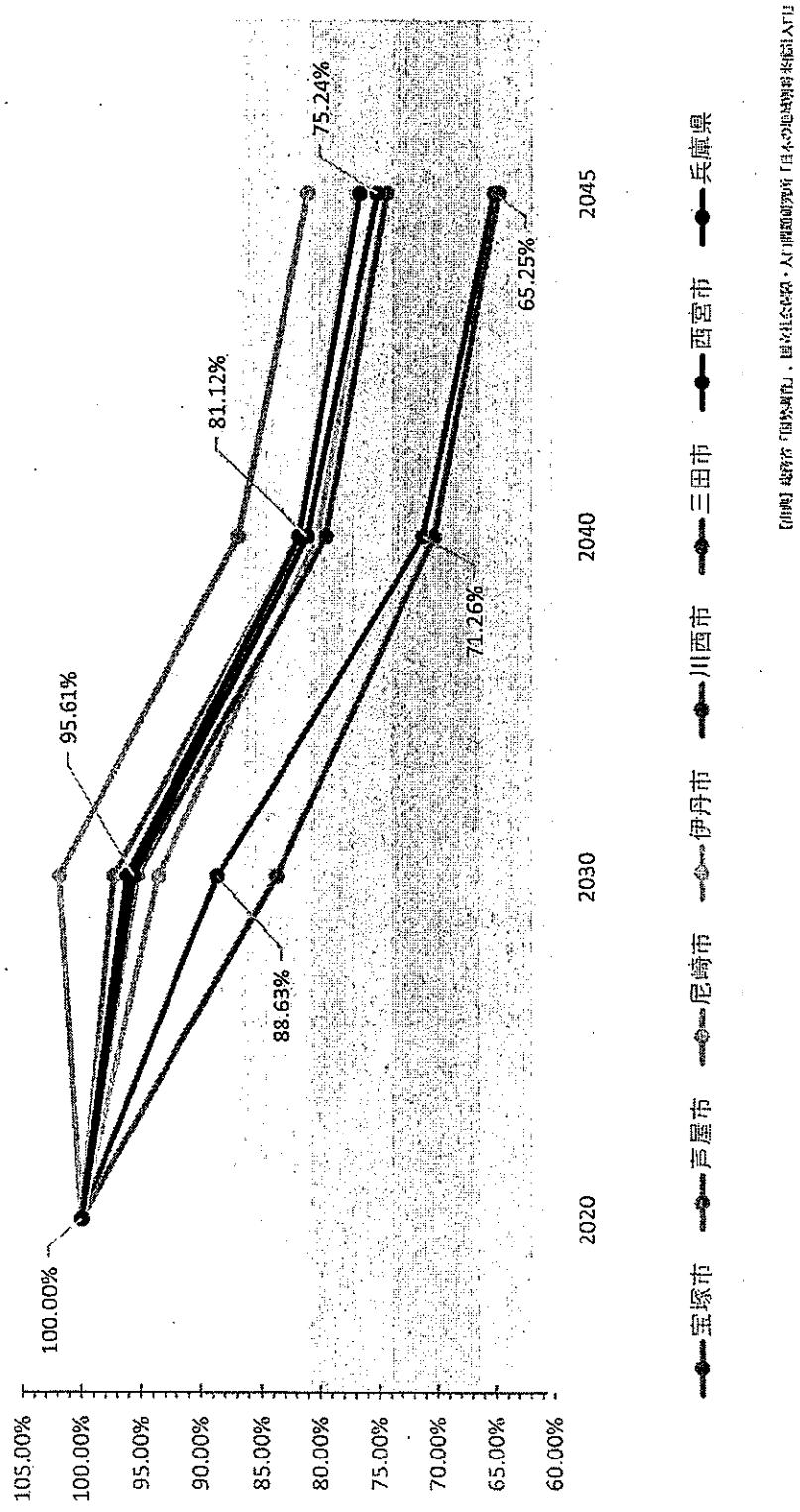
総人口 (該当年) ● 生産年齢人口 (該当年) ● 年少人口 (該当年) ◎ 老年人口 (該当年)

2000000
185948
1635706
143865
1103458
954240
831520
665299
600470
5828285
6097208
6359146
6598021
6804142
7132333
6825669
194439
185948
144747
122735
115078
104721
84727
77355
63689
50453
41121
32339
25353
21731
18103
1635706
143865
1103458
954240
831520
665299
600470
生産年齢人口 (該当年)
年少人口 (該当年)
老年人口 (該当年)

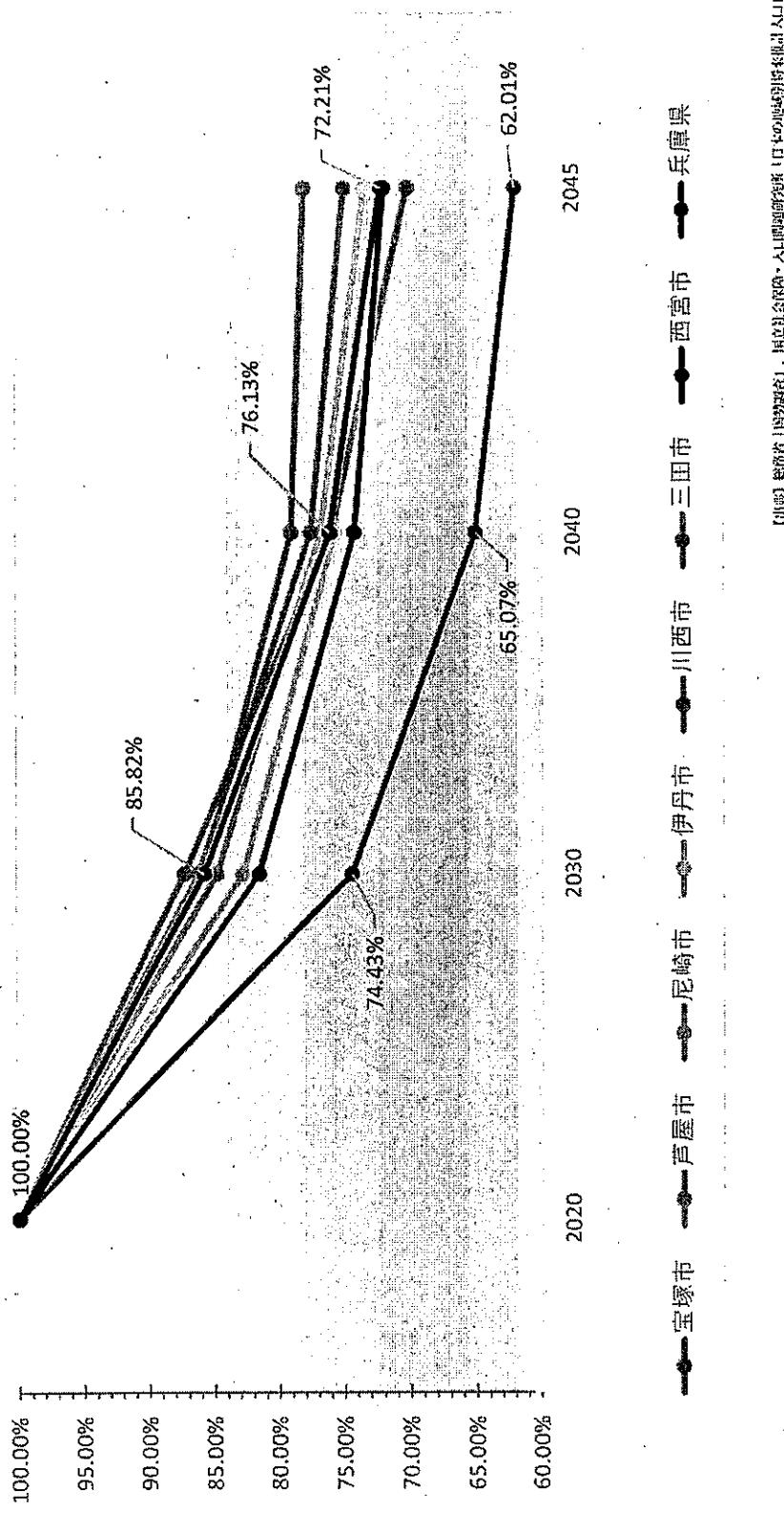
【出典】 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」



生産年齢人口

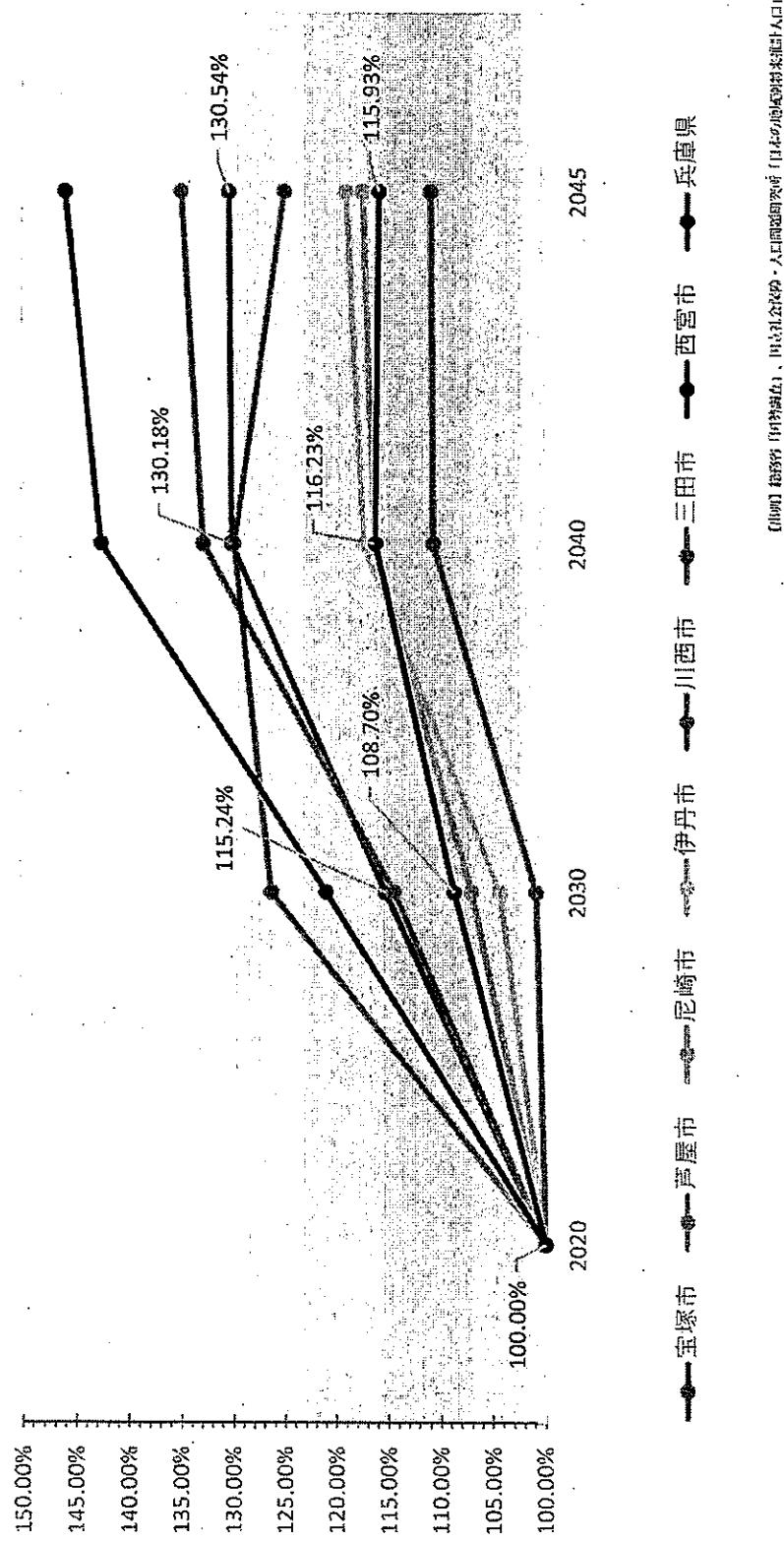


年少人口



【出源】経済省「国勢調査」、独立行政法人・国土交通省統計局「日本の地図情報総合データベース」

老年人口



資料（8）議員定数にかかる法令の沿革及び本市の状況

年	法令の沿革	本市の状況
昭和 22 年 (1947)	<p>【地方自治法制定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員定数は法定 　　人口 5 万未満の市 30 人 　　人口 5 万以上 15 万未満の市 36 人 ・条例により、法定定数を減じができる 	
昭和 29 年 (1954)		<p>昭和 29 年 4 月 1 日 市制施行 (宝塚町と良元村が合併) 人口 40,579 人 議員定数 55 人 (合併特例法による)</p>
昭和 30 年 (1955)		<p>昭和 30 年 3 月 10 日 長尾村を編入合併 昭和 30 年 3 月 14 日 西谷村を編入合併 昭和 30 年 3 月 30 日 初の市議会議員選挙 人口 55,511 人 議員定数 36 人 (3 選挙区制) 昭和 30 年 4 月 1 日 旧長尾村の一部が伊丹市に編入</p>
昭和 31 年 (1956)		<p>昭和 31 年 6 月 1 日 地方財政再建団体の指定を受ける</p>
昭和 34 年 (1959)		<p>【選挙区制の廃止及び議員定数の削減】 (36 人から 30 人へ) 昭和 34 年 3 月 28 日 市議会議員選挙 人口 61,742 人 議員定数 30 人</p>
昭和 36 年 (1961)		<p>昭和 36 年 3 月 31 日 財政再建完了</p>
昭和 42 年 (1967)		<p>人口 10 万人を超え、市制施行時に比べ倍増</p>
昭和 48 年 (1973)		<p>人口 15 万人を突破</p>

年	法令の沿革	本市の状況
昭和 62 年 (1987)		人口 20万人に到達
平成 7 年 (1995)		平成 7 年 1 月 17 日 阪神・淡路大震災
平成 11 年 (1999)	<p>【地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(地方分権一括法)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定定数制度を廃止 ・人口区分ごとに上限を法定 <p>人口 10 万以上 20 万未満の市 34 人</p> <p>人口 20 万以上 30 万未満の市 38 人</p> ・法定上限の範囲内で条例により定める 	<p>人口 209, 288 人</p> <p>議員定数 30 人</p>
平成 19 年 (2007)		<p>【議員定数の削減】(30 人から 26 人へ)</p> <p>平成 19 年 4 月 22 日 市議会議員選挙</p> <p>人口 220, 702 人</p> <p>議員定数 26 人</p>
平成 23 年 (2011)	<p>【地方自治法改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定上限数を撤廃 ・各地方公共団体の判断に基づき、自由に条例で議員定数を定めることとされた 	<p>平成 23 年 4 月 1 日</p> <p>市議会基本条例を施行</p> <p>人口 225, 911 人</p> <p>議員定数 26 人</p>

資料（9） 本市議会における常任委員会の変遷

昭和 29. 4. 7～30. 3. 31 (11 委員会) ※議員定数 55
総務、税務、文教、土木、計画、社会、農政、商工、衛生、水道、消防

昭和 30. 4. 5～31. 4. 5 (5 委員会) ※議員定数 36
総務、建設、民生、観光経済、水道

昭和 31. 4. 5～32. 4. 6 (4 委員会) ※議員定数 36
総務、建設、厚生、水道

昭和 32. 4. 6～34. 3. 31 (4 委員会) ※議員定数 36
総務財政、建設水道、厚生消防、観光経済

昭和 34. 4. 8～36. 4. 10 (4 委員会) ※議員定数 30
総務文教、建設水道、厚生消防、観光経済

昭和 36. 4. 10～40. 5. 20 (4 委員会) ※議員定数 30
総務文教、建設、水道消防、観光経済厚生

昭和 40. 5. 20～47. 5. 13 (4 委員会) ※議員定数 30
総務文教、建設、水道消防、民生経済観光

昭和 47. 5. 13～52. 5. 12 (4 委員会) ※議員定数 30
総務文教、建設、水道消防、民生経済

昭和 52. 5. 12～54. 4. 29 (4 委員会) ※議員定数 30
総務、文教厚生、建設水道、経済衛生

昭和 54. 5. 11～59. 5. 14 (4 委員会) ※議員定数 30
総務、文教厚生、建設水道、経済衛生消防

昭和 59. 5. 14～平成 19. 4. 29 (4 委員会) ※議員定数 30
総務、文教厚生、建設水道、生活経済

平成 19. 5. 25～現在 (3 委員会) ※議員定数 26
総務、文教生活、産業建設

※平成 25. 9. 6 から、議長が常任委員会に所属しないこととなりました。

※各常任委員会の定数は、おおむね議員定数を均等に割った人数となります。年によって委員会ごとの人数には変動があり資料が煩雑になり過ぎるため省略しています。

【参考】

平成 18 年度末の委員定数 総務(8)、文教厚生(8)、建設水道(7)、生活経済(7)

平成 19 年 5 月の委員定数 総務(9)、文教生活(9)、産業建設(8)

平成 25 年 9 月の委員定数 総務(8)、文教生活(9)、産業建設(8)

資料（10） 本市議会における常任委員会開催日数の変遷

	平成13年度					平成18年度					平成19年度					平成24年度					令和3年度				
	総務	文教	建設	生活	計	総務	文教	建設	生活	計	総務	文教	産業	生活	計	総務	文教	産業	生活	計	総務	文教	産業	建設	計
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	1	2	
5月	2	1	1	2	6	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	2	2	6	3	3	1	1	7	
6月	2	2	1	1	6	2	1	1	1	5	3	1	1	1	5	3	2	4	9	4	2	2	2	8	
7月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	3	
8月	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	
9月	1	1	1	1	4	1	1	1	1	4	2	1	1	1	4	3	3	2	8	2	2	2	2	6	
10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	5	1	1	7	2	1	1	1	4	
11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	2	7	2	2	2	2	6	
12月	1	1	2	1	5	1	1	1	2	5	2	1	1	1	4	1	1	1	3	2	2	1	1	5	
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3	1	0	1	1	2	
2月	1	0	0	0	1	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	2	1	1	4	0	0	0	0	0	
3月	0	1	1	1	3	2	1	1	1	5	4	1	1	1	6	3	2	2	7	1	1	1	1	3	
計	7	6	6	6	25	9	4	4	6	23	11	5	5	21	22	17	17	56	18	15	13	46			

※ 平成19年5月から、常任委員会の数が3となっています。

※ 宝塚市議会基本条例制定後の平成23年9月より、常任委員会における議案審査方法を変更しています。

<従前> 常任委員会1回で、議案説明を受け、議案審査、採決を行う

<変更後> 常任委員会①：議案に対する詳細説明を受ける（その後、常任委員協議会において論点整理）

常任委員会②：議案審査（質疑・自由討議・討論）、採決を行う

常任委員会③：委員会報告書の決定を行う

資料（11） 本市議会における常任委員会に付託された議案数の変遷
(平成13、18、19、24、令和3年度)

※ 各定例会最終日に委員長報告を行い議決した議案数（議案、請願等）のみをカウントした概数となります。

※ 平成19年6月定例会から3常任委員会となっています。

平成13年度

	総務	文教厚生	建設水道	生活経済	計
6月定例会	4	5	2	3	14
9月定例会	10	4	22	5	41
12月定例会	8	2	4	4	18
3月定例会	19	9	21	10	59
計	41	20	49	22	132

平成18年度

	総務	文教厚生	建設水道	生活経済	計
6月定例会	9	4	7	5	25
9月定例会	6	9	21	6	42
12月定例会	10	1	2	2	15
3月定例会	13	15	9	5	42
計	38	29	39	18	124

平成19年度

	総務	文教生活	産業建設	計
6月定例会	5	4	8	17
9月定例会	6	6	25	37
12月定例会	11	13	10	34
3月定例会	13	18	20	51
計	35	41	63	139

平成 24 年度

	総務	文教生活	産業建設	計
6月定例会	13	13	3	29
9月定例会	8	4	14	26
12月定例会	16	11	5	32
3月定例会	10	13	17	40
計	47	41	39	127

令和 3 年度

	総務	文教生活	産業建設	計
6月定例会	6	6	4	16
9月定例会	10	8	8	26
12月定例会	6	5	5	16
3月定例会	7	3	8	18
計	29	22	25	76

資料（12） 本市議会における本会議の会期日数（平成29年度～令和3年度）

平成29年度

会議	会期日数	本会議開会日数	日程
6月定例会	53日	9日	5月16日～7月7日
9月定例会	36日	6日	9月5日～10月10日
12月定例会	35日	6日	11月17日～12月21日
3月定例会	43日	5日	2月14日～3月28日
合計日数	167日	26日	

平成30年度

会議	会期日数	本会議開会日数	日程
6月定例会	35日	6日	5月22日～6月25日
9月定例会	37日	6日	9月3日～10月9日
12月定例会	36日	6日	11月20日～12月25日
3月定例会	42日	4日	2月15日～3月28日
合計日数	150日	22日	

令和元年度

会議	会期日数	本会議開会日数	日程
5月臨時会	2日	1日	5月15日～5月16日
6月定例会	33日	6日	5月27日～6月28日
9月定例会	36日	6日	9月2日～10月7日
12月定例会	31日	6日	11月20日～12月20日
3月定例会	43日	4日	2月14日～3月27日
合計日数	145日	23日	

令和2年度

会議	会期日数	本会議開会日数	日程
5月臨時会	1日	1日	5月11日
6月定例会	36日	5日	5月25日～6月29日
7月臨時会	2日	2日	7月13日～7月14日
9月定例会	36日	5日	9月1日～10月6日
12月定例会	36日	6日	11月16日～12月21日
3月定例会	29日	3日	2月22日～3月22日
合計日数	140日	22日	

令和3年度

会議	会期日数	本会議開会日数	日程
6月定例会	57日	11日	5月18日～7月13日
9月定例会	39日	6日	9月3日～10月11日
12月定例会	40日	6日	11月11日～12月20日
3月定例会	44日	5日	2月14日～3月29日
合計日数	180日	28日	